令和4年第4回定例会

九十九里町議会会議録

令和 4 年 12 月 2 日 開会 令和 4 年 12 月 7 日 閉会

九十九里町議会

令和4年第4回九十九里町議会定例会会議録

○招集	亳 告示	₹	•••••		••••	•••••	••••	••••				• • • • •				••••	••••		•••	 	••••	 	·· 1
	第	等 1	. 号	<u>.</u>	(1	2月	2 日	1)															
○議事	事日 程	륃····			••••		••••									••••	••••			 		 	3
〇出席	5議員	∮ ·····					••••										••••			 		 	3
○欠席	5議員	∄ ·····					• • • • •													 		 	3
〇地力	す自治	台法第	等12	1 1	条の	規定	によ	; ŋ	説り	月の	た	め出	占席	しか	と者	の耶	哉氏	名…		 		 	3
○職務	多のた	こめ出	出席し	た	者の	職氏	名…													 		 	4
○開会	き及て	バ開請	養の宣	ː告·			••••													 		 	5
○議事	手日程	星の幸	设告…																	 		 	5
○会議	義録 署	署名請	義員の)指:	名…															 		 	5
○会棋	月決定	三の作	‡																	 		 	5
○諸船	その幸	设告…					••••													 		 	5
〇行政	女報告	<u></u>					••••													 		 	6
○一般	2質問	引					••••													 		 ;	1 2
荒	木	かす	トみ	君·			••••													 		 ;	1 2
善	塔	道	代	君·																 		 :	2 5
小	Ш	浩	安	君·			••••													 		 2	4 0
原	田	教	光	君·			••••													 		 إ	5 2
谷	Ш	優	子	君·																 		 (63
○散会	きの宣	[告…																		 		 ′	7 7
	穿	等 2	2 号	<u>;</u>	(1	2月	5 日])															
○議事	手日程	로····																		 		 ′	7 9
〇出席	5議員	₫																		 		 ′	7 9
○欠盾	5議員								••••											 		 ′	7 9

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名79
○職務のため出席した者の職氏名80
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○一般質問8 1
鑓 田 貴 俊 君81
細 田 一 男 君95
○休会の件
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 号 (12月7日)
○議事日程
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名110
○職務のため出席した者の職氏名111
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
○議案第2号から議案第8号までの上程、説明、質疑、討論、採決113
·議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第7号)
· 議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算 (第4号)
·議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
·議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
·議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)
·議案第7号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
・議案第8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決119
・議案第9号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議案第10号の上	:程、説明、質疑、討論、採決121
・議案第10号	九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第11号の上	:程、説明、質疑、討論、採決122
・議案第11号	九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の
	公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第12号の上	·程、説明、質疑、討論、採決······122
・議案第12号	九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制
	定について
○議案第13号の上	:程、説明、質疑、討論、採決124
・議案第13号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
	に関する条例の制定について
○議案第14号の上	·程、説明、質疑、討論、採決······125
・議案第14号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
	いて
○議案第15号の上	·程、説明、質疑、討論、採決·······128
議案第15号	九十九里町立九十九里いわし博物館設置及び管理に関する条例を
	廃止する条例の制定について
○議案第16号の上	·程、説明、質疑、討論、採決·······129
議案第16号	監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
○議案第17号の上	·程、説明、質疑、討論、採決·······130
議案第17号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ
	とについて
○議案第18号の上	.程、説明、質疑、討論、採決····································
·議案第18号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ
	とについて
○議案第19号の上	·程、説明、質疑、討論、採決·······132
· 議案第19号	千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及
	び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に
	関する協議について
○諮問第1号の上程	·

・諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて		
○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 :	3 4
○署名議員	1 :	3 5

令和4年第4回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月9日

九十九里町長 大 矢 吉 明

- 1 期 日 令和4年12月2日
- 2 場 所 九十九里町議会議場

令和4年第4回九十九里町議会定例会会議録(第1号)

令和4年12月2日(金曜日)

令和4年第4回九十九里町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月2日(金)午前9時38分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員 (13名)

1番 西村みほ君 2番 小川浩安君

3番 原田教光君 4番 鑓田貴俊君

5番 中村義則君 6番 古川 徹君

7番 浅 岡 厚 君 8番 荒 木 かすみ 君

9番 内山菊敏君 10番 善塔道代君

1 1 番 細 田 一 男 君 1 2 番 佐久間 一 夫 君

13番 谷 川 優 子 君

欠席議員 (1名)

14番 古川 明君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大矢吉明君 副 町長 鈴木浩光君

教 育 長 藤 代 賢 司 君 総 務 課 長 篠 﨑 英 行 君

企画財政課長 作 田 延 保 君 税 務 課 長 中 村 吉 徳 君

住民課長 鵜澤康子君 健康福祉課長 鑓田貴賜君

社会福祉課長羽 斗 伸 一 君産業振興課長篠 崎肇 君まちづくり長山 口 義 則 君会計管理者吉 田 洋 一 君ガス課長川 島 常 嗣 君教育委員会
事務局長小 森 克 彦 君教育委員会
事務局主幹足 立 康 幸 君農業委員会
事務局長戸 村 惠 子 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長木原隆行君書記大原真弓君

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時38分

○議 長(古川 徹君) ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、 ただいまから令和4年第4回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長(古川 徹君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

〇議 長(古川 徹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 小 川 浩 安 君

10番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長(古川 徹君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7日までの6日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から7日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長(古川 徹君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第19号、諮問第1号の送付があり、 これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

町長大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和4年度第2回定期監査が11月1日、2日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議 長(古川 徹君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) ただいま議長より御承認をいただきましたので、令和4年第4回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方多数の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。さて、早いもので、今年も残すところあと一月足らずとなりました。国は、長引くコロナ禍により低迷した観光需要喚起策として、全国旅行支援や物価高騰に対する経済対策として、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金など、様々な経済活性化施策を展開しているところです。しかしながら、新型コロナウイルスの感染再拡大や季節性インフルエンザの流行懸念など、感染症対策には十分配慮しなくてはなりません。このような中、町民の皆様方には、常日頃から感染症対策に御理解、御協力をいただいており、心から感謝申し上げます。

新型コロナワクチンの接種業務につきましては、九十九里病院様の御協力によりまして、 引き続き、ワクチンの集団接種が実施されております。また、町内医療機関の高橋医院、古 川クリニック、まさきクリニック様に、個別接種を御対応いただいておるところであります。

町民の健康、地域の公衆衛生に関しましては、医療機関の皆様の御協力が欠かせません。 多大なる御尽力に対しまして、この場を借りて、厚く御礼申し上げるとともに、衷心より感 謝いたします。

それでは、第3回議会定例会以降の主な事業について御報告いたします。

9月25日、爽やかな秋晴れのもと、片貝小学校と九十九里小学校において、秋の大運動会が開催されました。児童たちは各競技に懸命に取り組み、敢然たる雄姿を披露してくれました。

9月30日、洋上風力発電の立地に向け、本町を含む九十九里沖の区域が促進区域の候補と

なる有望な区域として国から選定されました。第5次総合計画に掲げました地域再生可能エネルギーの実現に向け、関係各所と連携し、引き続き推進してまいります。

10月2日には、秋の町内一斉清掃を実施しました。町民の皆様方に御協力をいただき、町内の環境美化推進を図ることができました。

10月から11月にかけて、町内各こども園で運動会が開催され、子供たちの笑顔があふれる 運動会となりました。

11月4日及び7日の2日間、全職員を対象に、発災時における円滑な初動体制の確立を目的とした非常時参集訓練を実施しました。夜間の停電時を想定したもので、参集後、避難所設営と炊き出しを実践いたしました。今後も継続して職員の災害対応への意識向上を図ってまいります。

各種行事の実施につきましては、コロナ禍前の状況に戻りつつあるものの、毎年秋に実施しております町民体育祭や産業まつり、そして郷土芸能まつりについては、開催判断時の感染状況や行事内容の特性から十分な感染対策を講じることが難しいと判断され、やむなく中止または延期となりました。また、町民文化祭につきましては、中央公民館空調機改修工事のため、中止となりました。

今後の行事予定でございますが、毎年、多くの方でにぎわう元旦祭につきましては、片貝中央海岸において3年ぶりに開催される予定です。加えて、8日には成人年齢が18歳に引き下げられてから初めてとなる成人式、はたちのつどいが、9日には消防出初式が予定されております。いずれも感染症対策を十分に講じて実施してまいります。

各事業につきましては、細心の注意を払い、安全・安心な執行に努めておるところでございます。引き続き、職員一丸となり努力してまいりますので、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し 上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する事業を早急に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月12日に令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第7号)についてでございますが、 既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4億2,131万円を追加し、予算の総額を66億7,023万 3,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費で、ふるさと納税の寄附額増加により委託料を5,780 万円、いわしの町「九十九里」応援基金積立金6,000万円増額いたします。

次に、民生費から教育費において、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた 事業者への支援として、原油価格・物価高騰対策緊急支援金を障害福祉サービス事業者へ 190万円、介護サービス事業者へ350万円、医療機関へ2,340万円、農業者へ1,898万円、漁業 者へ527万円をそれぞれ増額するほか、原油価格等の高騰により光熱水費が不足することか ら、各公共施設の需用費をそれぞれ増額いたします。

なお、民生費で、職員1名の退職により一般職給料を238万8,000円、令和4年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことにより、同療養給付費負担金960万円などを減額いたします。

また、諸支出金で、地方財政法の規定により、財政調整基金積立金2億3,400万円を増額 いたします。

歳入の補正につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者支援の財源として、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,218万2,000円を、ふるさと納税寄附金額の増加により、寄附金のいわしの町「九十九里」応援寄附金を1億2,000万円増額するほか、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計の令和3年度精算により後期高齢者医療特別会計繰入金144万3,000円、介護保険特別会計繰入金941万5,000円を増額し、前年度繰越金の確定により繰越金4億637万2,000円を増額いたします。

また、町債では、過疎地域に指定され過疎対策事業債の起債が可能となったことにより、対象事業の充当額を増額し財源を更正いたします。

なお、令和3年度からの繰越しなど、町の財政状況を勘案し、町債の臨時財政対策で、臨時財政対策債9,150万円を減額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きいたしますと、1億7,007万8,000円の余剰となることから、 財政調整基金繰入金を1億7,007万8,000円減額いたします。

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ130万7,000円を追加し、予算の総額を1億

3,560万8,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、原油価格等の高騰により、光熱水費を130万7,000円増額いた します。

歳入の補正につきましては、令和5年1月分より実施する学校給食費の無償化に対するものとして、県支出金で学校給食費無償化支援事業補助金89万1,000円、繰入金で一般会計繰入金の給食費無償化分89万1,000円を増額し、対象事業の財源を更正いたします。

また、原油価格等の高騰に対するものとして、繰入金で、一般会計繰入金を130万7,000円 増額し、学校給食費の無償化に伴い、諸収入の給食受託事業収入現年度分を178万2,000円減 額いたします。

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてで ございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億3,125万5,000円を追加し、予算の総 額を22億6,525万5,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、保険給付費の増加により一般被保険者療養給付費を4,270万5,000円、一般被保険者高額療養費を2,439万1,000円増額するほか、国民健康保険会計基金積立金7,512万2,000円などを増額いたします。

また、国民健康保険事業費納付金の確定により、一般被保険者医療給付費分689万8,000円、一般被保険者後期高齢者支援金等分317万4,000円、介護納付金分173万1,000円をそれぞれ減額いたします。

歳入の補正につきましては、保険給付費の増加に対するものとして、県支出金の普通交付金を6,501万1,000円、前年度繰越金の確定により、繰越金6,568万4,000円などを増額いたします。

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ340万円を追加し、予算の総額を2億3,940万円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、後期高齢者医療保険料等負担金の増額と前年度事業の精算によるもので、後期高齢者医療保険料等負担金を195万7,000円、一般会計繰出金を144万3,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、前年度繰越金を340万円増額いたします。

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,562万2,000円を追加し、予算の総額を19億

8,463万2,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、令和3年度決算の確定により、介護給付費準備基金積立金5,813万6,000円、前年度事業の精算により、国、県からの負担金等に返還が生じたため、返還金807万1,000円、一般会計への返還分として一般会計繰出金941万5,000円を増額いたします。

歳入の補正につきましては、繰入金の低所得者保険料軽減繰入金で、前年度事業の精算により、過年度分35万6,000円、繰越金の前年度繰越金7,526万6,000円を増額いたします。

議案第7号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入支出それぞれ309万7,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、原油価格等の高騰により光熱水費の増額と、これに係る一般会計からの補助金の増額でございます。

議案第8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を増加するもので、補正の内容は、屋内管受注工事件数の増加に伴い、ガス事業収益を241万2,000円、原油価格等の高騰による電気料金の負担増等への対応として、ガス事業費用を491万円増額いたします。

また、新規ガス供給申込みによる導管整備に伴い、既定のガス事業会計予算第4条に定めた資本的収入予定額を3万9,000円、支出予定額を450万円増額いたします。

議案第9号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、多様化する住民ニーズや行政課題等に迅速かつ的確に対応し、簡素で効率的な組織体制を整備するため、令和5年4月1日に行政組織の見直しを実施することに伴い、関係条例の整備が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、 性的少数者への人権に配慮して、印鑑登録証明書等の性別に関する事項を削除するため、本 条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、公職選挙法施行令の一部 を改正する政令の施行に伴い、町議会議員及び町長の選挙における候補者の選挙運動用自動 車の使用及びポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するなど、所要の改正が必要となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の整備が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するため、所要の改正が必要となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第15号 九十九里町立九十九里いわし博物館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、九十九里町立九十九里いわし博物館の除却に伴い、本条例を廃止するものでございます。

議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、監査委員の小川卓尔氏が令和4年12月14日をもって任期満了となりますので、後任として中村敏男氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて でございますが、現委員の齊藤重晴氏が令和5年1月30日をもって任期満了となりますが、 齊藤氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるもので ございます。

議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、現委員の大池久男氏が、令和5年1月30日をもって任期満了となりますが、大池氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第19号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、

千葉県市町村総合事務組合に四市複合事務組合が令和5年4月1日から加入することにより、 組織団体が増加することから、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加と同組合の規約の一部を改正することについて、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、 現委員の鈴木知惠子氏が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、後任として中 島初美氏を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるも のでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては、担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、 原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。 よろしくお願いします。

◎日程第5 一般質問

○議 長(古川 徹君) 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

(8番 荒木かすみ君 登壇)

○8番(**荒木かすみ君**) 8番、荒木です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年12月定例議会におきまして一般質問を行います。

我が国は、今、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵略、世界的なインフレと円安によって加速した物価高など、あらゆる面で生活に深刻な影響が出ております。しかしながら、日々の暮らしを止めることはできません。知恵をもって対処しなければなりません。持続可能なよりよい生活のために、でき得る限りの工夫で難局を乗り切っていきたいと思います。

それでは、日頃より御相談いただくお声をもとに質問いたします。町長並びに関係各位の明快な答弁を望みます。

地域おこしに係る関係人口について。

関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。地方では、人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しております。先進地域では、若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めております。関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となり、地域発展が期待されております。そういった関係人口と呼ばれる人材は、総務省地域創造グループで企画され、地方への強化、発展の施策として進められています。

そこで、本町でも、地域おこしに係る関係人口の強化について、その一つの施策として、 地域おこし協力隊の活用について当局のお考えをお伺いいたします。

次に、サテライトオフィスのマッチングについて。新型コロナウイルス感染の影響により、どこでもリモートワークで仕事ができるようにと国も進め、民間もリモートワークが進んでおります。先日も報道でNTTが、どこに住んでも働ける働き方改革を進めているとありました。そして通勤にかかっていた時間を地域貢献等に活躍できるようにすれば、地方も変わると有識者の声がありました。このNTTの方針は、本町のような自然環境豊かな地域で受け入れる意思のある状態をつくれば、都心からも近く最適な環境であると言えるのではないでしょうか。

そこで、サテライトオフィスの誘致の可能性、公設、民間の受入れの可能性はないか、お 考えをお伺いいたします。

大項目、近隣自治体との連携について。

1番目、交通連携について。近隣市町を含む結びつきやネットワークの強化、デマンドバスの運行等、本町の弱点とも言える交通連携についてお伺いいたします。

2番目、また、期待の高い観光における広域連携について。滞在型、体験型観光など、も う一歩踏み込んだ連携を必要と思いますが、この点のお考えをお伺いいたします。

3番目、大項目、不在になった土地等の相続について。

昨今、空き家・空き地等が増え、目立って荒れてきていることが分かります。最初に、土地・家屋相続の明確化についてお伺いいたします。土地・家屋の相続を放置しておくとペナルティーがつくというように法律が変わったと聞いております。全国の放置された空き家・空き地の面積が大変増えています。地方では実感として早くに気づいておりましたが、やっと法改正に動き出した、国が動き出したというところでしょうか。この空き家・空き地の相続について、土地・家屋相続の明確化が必要であると思われますが、どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

また、この相続に関わる事務手続の周知、推進についてお伺いいたします。このことはまだあまり広く知られていないと思われますので、相続のタイミングや事務手続など、所有者にどのように勧めていくことができるのかをお伺いいたします。

次に、高齢者福祉についてお伺いします。

一人暮らしを続けるための問題点について、高齢者の増加につれ、高齢者の居住施設の不足が予想されております。施設使用にも月に10万円以上かかることから、金銭的な問題からも独り暮らしが増えていくのではないかと思われます。実際本町でも、独り暮らし、または日中独居の方が大変増えていると感じます。そこで、独り暮らしを続けるための問題点について、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、増える高齢者を支えるための家族や友人などの介護技術についてお伺いいたします。 近くに家族がいる場合でも、また、同居家族が一緒にいても、急な病変で入院した後、介護 用品についての知識がなく分からないことが多いと思われます。今まで、お元気な方で介護 が必要になったとき、どのようにサポートしていくのか、介護者は最初の一歩に戸惑いを感 じます。介護経験のない方への協力体制について、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、町営住宅についてお伺いします。

先日、高齢者の方が町営住宅を借りたいとの希望がありましたが、募集がないとのことでした。以前にもお伺いいたしましたが、建物の老朽化のため見直しも必要とのことでした。 そこで、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

また、入居対象者については、40年以上前の設定で造られた建物ですので、現在の利用ニーズに合っていないように思われますが入居条件等をお伺いいたします。

1回目の質問は終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長(古川 徹君) 荒木かすみ議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。 町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域おこしに係る関係人口についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域おこし協力隊の活用についての御質問ですが、地域おこし協力隊制度とは、 総務省が平成21年から取り組んでいる事業で、条件不利地域等の地方公共団体が都市地域か ら地域活性化に意欲のある人材を地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間地域に居住し地 域協力活動を行うことで、地域課題の克服とともに、隊員のその地域への定住・定着を図る 取組でございます。

全国で、令和3年度は1,085の自治体において、この制度を活用し、6,000名もの隊員が活動していると聞いております。人口減少と少子高齢化の進む本町において、移住・定住者の誘致促進や地域の活性化を目的として、本制度を活用できるよう検討を進めてまいります。

2点目のサテライトオフィスのマッチングについての御質問ですが、近年、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、ICTを活用した多様な働き方が確立されてきており、サテライトオフィスについても新しい働き方として取り入れている企業が増加していると認識しております。

現在、本町では、サテライトオフィス事業については実施しておりませんが、今後、企業 誘致施策の一つとして、調査研究を行ってまいります。

次に、近隣自治体との連携についての御質問にお答えいたします。

1点目の交通連携についての御質問ですが、住民の移動目的である通勤、通学、通院など について、そのほとんどが町内での移動だけでは完結せず、他の自治体を経由することとな っております。

このことからも、公共交通施策において広域的な連携は必要不可欠であり、現在も鉄道や路線バスといった公共交通は、近隣自治体と連携し運行の維持を図っているところでございます。引き続き、住民の日常生活に必要な公共交通手段を維持するため、近隣自治体との連携を図ってまいります。

2点目の観光の広域連携についての御質問ですが、現在、本町では、近隣市町で構成する 九十九里地域観光連盟や九十九里浜観光振興活性化連絡協議会において観光イベントなどを 実施し、九十九里地域の広域的な取組と情報発信に努めているところでございます。

今後も、さらなる九十九里地域の連携による観光振興とともに、それぞれの市町村の特色を生かした効果的な観光振興の在り方を探り、交流人口の増加に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、不在になった土地等の相続についての御質問にお答えいたします。

1点目の土地・家屋相続の明確化についての御質問ですが、現在、相続登記については義務ではなく任意であることから、相続登記がなされていない土地や家屋が多くございます。 この問題を解消するため、令和3年4月に不動産登記法が改正され、相続により不動産を取得した者は3年以内に相続登記をしなければならないとされる相続登記の義務化が、令和6年4月1日より施行されることとなっております。 2点目の事務手続の周知、推進についての御質問ですが、相続登記は、対象不動産の所在 地を管轄する法務局への申請となりますが、固定資産税の新たな納税義務者を指定いただく 相続人代表者指定届を町から送付する際に、相続登記の義務化のお知らせや相続登記の必要 性などを明記した文書を同封し、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉についての御質問にお答えいたします。

1点目の一人暮らしを続けるための問題点についての御質問ですが、少子高齢化が進む中、65歳以上の高齢者の一人暮らしは、内閣府が公表している令和3年版高齢社会白書においても年々増加傾向にあると発表されております。高齢者の一人暮らしでは、買物や調理、掃除などの日常生活での問題や病気や健康面での問題、災害などのいざというときへの不安、そして、孤独死問題など、高齢者が安心して一人暮らしを送るには様々な問題点があるものと承知しているところでございます。

2点目の増える高齢者を支えるための介護技術についての御質問ですが、介護が必要となった高齢者が自宅で家族から介護を受けることは、介護を受ける高齢者にとって、生活環境を変えずに済むことや長く家族と一緒に過ごせるなど大きなメリットがある一方で、家族の身体的・精神的な負担のリスクの軽減が課題であると考えております。今後、町として在宅介護において、家族の負担の少ない介護方法についてどのような協力ができるか検討してまいります。

次に、町営住宅についての御質問にお答えいたします。

1点目の現状と今後の取組みについての御質問ですが、町営住宅は、人口の増加により住宅確保に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で居住場所を提供することを目的として昭和55年度に整備されたもので、建築後42年が経過していることから、早期に今後の方針を決定する必要があります。現在、その方針決定に向け、今後の利用者数の推計や国庫補助などの適用条件等の調査を実施しているところでございます。

2点目の入居対象者についての御質問ですが、入居者の資格としましては、公営住宅法及 び九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の規定により、複数人世帯であることのほ か、一定以下の収入であり、現に住居に困窮している方となっております。

なお、60歳以上の単身世帯の場合は、複数人世帯でなくても、住宅の確保に困窮しており 一定以下の収入の場合には入居可能となります。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** 再質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊の活用についてですが、具体的にどういった検討をしておられるのかを お伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) お答えさせていただきます。

具体的な内容につきましては、今のところ先進自治体の取組を調査するなど研究段階でございます。しかしながら、先ほど町長答弁でもお答えをいたしましたが、総務省のデータによりますと、全国で1,085の自治体が、また、千葉県内では14の自治体で68名の隊員が活躍しているようでございます。

人口減少が進む本町にとって、新たな産業の担い手を確保することが急務となっておりまして、また、この隊員にはインターネットを活用した動画配信やSNSなど町の魅力の発信はもとより、新たな移住・定住の呼び込みを行うために、移住・定住コンシェルジュとしての活躍も期待できるということなど、可能性を秘めた取組であると理解しているところでございます。今後も引き続き、制度の効果を調査するとともに、導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **○8番(荒木かすみ君)** 移住・定住コンシェルジュについては、また、次の機会にお伺いしたいと思います。ぜひ、しっかり進めていただきたいというふうに思います。

次に、このサテライトオフィスのマッチングについてなんですが、このサテライトオフィスの可能性、それと、空き公共住宅や空き家の活用等ができないかをお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- **○産業振興課長(篠崎 肇君)** お答えさせていただきます。

空き公共施設とか、民間に空いている施設とかのところでございますが、現在、産業振興 課のほうで把握しているところはございませんので、今後そういったところにつきまして、 先ほど町長答弁にございましたが、調査研究させていただきたいと思います。需要、供給の 関係もございますので、その辺も合わせた中で、今後、サテライトオフィスの実用性につい て検討を重ねてまいりたいと思います。

〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長(作田延保君) それでは、私のほうからは空き公共施設についてお答えをさせていただきます。当初の目的を果たしました空き公共施設につきましては、庁内、これは役場の内部なんですが、あそこで設置いたしました公共施設等マネジメント推進本部の中で、跡利用について検討を行うこととしておりまして、空き公共施設として今後の活用が見込めると判断した場合につきましては、公募を行い事業者からの提案を求めることとなってございます。

次に、空き家についてでございますが、これは所有者の意向もございますが、町といたしましては、空き家バンク制度を活用していただきまして、定住人口の増加を図りたいと考えているところでございます。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) ありがとうございました。

現在、町ではサテライトオフィス事業は実施していないという答弁でございましたので、 コロナ禍で地方にサテライトオフィスを設置する企業が増えております。今後さらに加速さ れることと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、サテライトオフィスは、企業にとっても、交通費の削減や従業員の雇用、さらには 通勤しづらい地域での有能な人材の採用など、大変メリットがあると思われます。本町も、 ぜひ導入とマッチングを進めていただけたらなというふうに思いますので、積極的な取組を お願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、近隣自治体との連携についてですが、交通における広域連携、これは公明党の先輩 議員もいろいろな方も随分、ほかの議員もたくさん言われております。もう少し、どういう ふうにしていこうかということが詳しく言っていただけたらありがたいんですが。

- ○議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 鉄道を有しない本町にとりまして、駅までの移動には必ず近隣の自治体を経由することとなりますので、広域的な公共交通施策に取り組む場合につきましては、近隣自治体の協力が必要不可欠であるものと考えてございます。しかしながら、既存バス路線に及ぼす影響も少なからずございますので、まずは、公共交通会議の中で事業者の方々とも十分協議を重ねた上で、既存の路線を維持しつつ新たな公共交通施策を進めてまいる考えでございます。
- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** 何度も同じような質問で恐縮ですが、ぜひしっかり進めていただき

たいというふうに思います。このほかで、外出支援ボランティアの拡大で近隣市町との連携、 こういうことはできないのかどうかお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

外出支援ボランティアにつきましては、社会福祉協議会の独自事業として運営しております。高齢者の買物や通院でお困りの方を支援し好評をいただいておりまして、随時、利用者の受付を周知しているということでございますが、無料で利用できる外出支援ボランティアは、近隣市町に伺いましたところ、外出支援ボランティアの実績は近隣ではないようでございますので、今後、本町の外出支援ボランティアの拡大で近隣市町とどのような地域連携ができるのか、また、利用者にどのようなメリットがあるのか、今後、社会福祉協議会とともに、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) 外出支援ボランティアという言葉ではなくても、同じような取組ができれば、それをまたしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

では、観光の広域連携について再質問させていただきます。

現在、連盟や協議会での広域の観光イベントを行っているということでございましたが、 それはまた、ぜひ継続して行っていただきたいと思います。今後、考えている広域でのイベント等、取組とかがありましたらお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- ○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

今後の広域での取組といたしましては、次年度、九十九里観光連盟におきまして、自転車を活用しコンパクトな観光や自然も堪能できるようなレンタルサイクル周遊観光を検討しております。また、東京日本橋への広域観光PRイベントの参加も検討しているところであります。今後も引き続き、九十九里地域の広域連携に向けまして努めてまいりたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) 交通連携について、既存の交通機関との兼ね合いがあり難しいとのことですが、実際、高齢者の足回り、子供たちの足回りに支障を来しております。また、そのことが、若者が流出してしまう原因になっているんじゃないかなというふうに思われます。

ので、解決に向けさらなる取組を要望いたします。

それから、交通、観光ともに、町の中だけでは解決できない問題ばかりです。これを話合いにより進めているというのは、どうしても行政間でなければできないことですので、どうぞよろしくお願いいたします。

国の方針では、地方の細々とした要望に応えられていないというのが現状で、残念です。 国の考える広域で過疎地域に人口の流れをつくるための構想、自立圏構想というのがありま したが、5万人の市を中心とすること、昼間の人口との格差がなければ連携できないという 条件で、小さな市町が一生懸命工夫して成り立っているという過疎地域では、これは連携できないということですね、対象外ということです。そして、地方の活性化に期待するなら、 この国の条件緩和等の広域連携ができればなというふうに思います。また、市町での独自の 連携ができるよう、町長のご英断を期待いたします。

来年度以降も、新しいイベントなどの取組も検討していただいているということですので、 ぜひ、もっと多くの取組を進めていただきたい。また、今後、九十九里地域が一体となった、 横の九十九里全体が一体となった観光振興の発展に努めていただければというふうに思いま す。

この件は終わります。

それでは、土地・家屋等の相続の再質問をさせていただきます。

土地・家屋相続の明確化について、相続登記の義務化、令和6年4月1日より施行という ことでした。その前に相続されており相続登記がされていない土地・家屋は、対象にならな いのかをお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 税務課長、中村吉徳君。
- ○税務課長(中村吉徳君) 相続登記の義務化の施行日は、議員のおっしゃったとおり、令和 6年4月1日でございますが、施行日より前に相続が発生していた場合、つまり過去の相続 分も遡及適用となります。

具体的には、過去に相続しているが相続登記をしていない場合は、義務化の施行日である 令和6年4月1日から3年以内に相続登記を行う必要がございます。3年以内に相続登記を 完了すれば、過料の対象とはなりません。

以上でございます。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** 遡及適用というのは、遡って手続をするということですね。

では、この事務手続の周知、推進について、先ほどの答弁で、相続人代表者指定届に相続登記の義務化のお知らせ及び相続登記の必要性などを書いた文書を同封してくれるということでございましたけれども、そのほかに町として広く周知できる手段としては御検討いただいているのかどうか、お伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 税務課長、中村吉徳君。
- ○税務課長(中村吉徳君) 不動産登記法の改正による相続登記の義務化が令和6年4月1日より施行されることに伴い、今後、法務省においてポスターやリーフレットが作成されまして、関係機関へ配布されることが予想されております。町においては、ポスターの掲示、リーフレットの配布はもちろんのこと、町のホームページ、くじゅうくり広報を活用し、広く住民への周知を図りまして相続登記を推進したいと考えております。

また、令和5年度の固定資産税納税通知書、5月中旬でございますが、そちらを発送する に当たって相続登記の義務化のお知らせを同封して送付する予定となっております。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) この相続の法律改正により、放置されたままの土地や空き地が少しでも整理されていくように望みます。また、法改正により、実効性のある相続の明確な不動産登記がされて、行政管理も簡略化されることを期待するところです。先祖が子や孫に何かを残したいという優しい気持ちに価格以上のものがあると思いますので、その思いも含んで土地の継承をきちんとしていただけたらというふうに思います。

また、もし管理ができないなら、使える方に譲る、管理会社に委託するなど、御近隣の迷惑にならないように念願いたします。

次に、一人暮らしの方の問題点について再質問させていただきます。

一人暮らしの維持の難しさは、最近御相談の多いところです。高齢になって、子供との同居は、遠慮もありなかなか決心がつかない。また、認知症状が出て、慌てて子供との同居や施設入所に踏み切るということが大変多く見られております。できれば、住み慣れた場所で一人であっても介護保険を使いながら自立できればよいのですが、例えば介護度がついたという方に一人暮らしの可能性、実際、どのようにあるでしょうか。また、その際認知症状が出てきたときの地域での見守りの強化が必要になると思いますが、この点の当局のお考えをお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

まず、1点目の介護度をお持ちの方の一人暮らしが可能かとの御質問ですが、介護度をお 持ちでいない高齢者の方も、不便なことや不安なこと様々な問題があると町としては認識し ております。また、介護度をお持ちで、お近くに家族がいらっしゃる方、また、介護サービ スを使いながら一人暮らしをされている方など様々でございますが、介護度をお持ちの方は 必ず担当ケアマネジャーがついておりますので、一人暮らしが可能かどうかにつきましては、 専門的見地から判断していただけるものと理解しておるところでございます。

また、2点目の認知症症状が出てきたときの地域での見守り強化の質問ですが、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方や家族に対してできる範囲の手助けができるよう、認知症サポーター養成講座を小学生、中学生、また高校生、一般の方を対象に、毎年実施しておるところでございます。これらを地域の見守り活動につなげ、今後も継続的に実施してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) 分かりました。具体的には、しばらく車椅子生活となったとかいう場合、家族がそれまで車椅子に触ったことがない、ギャッジアップベッドの操作も初めてであるなど、本当に大変戸惑うものなんです。また、介護ベッドに慣れないときにベッドから落ちたり、高齢者がへたり込んでしまったときなど、本当に苦戦をしてしまいます。

また、ヘルパーさんの来ない時間の対応など、初めての子供が生まれたというときと同じように、介護の始まりに困惑しないような実践的な講習を町でも企画していただき、これから来る高齢社会に町民みんなで対応できれば、サポートできればというふうに考えますが、この点について、当局のお考えをお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- **〇健康福祉課長(鑓田貴賜君)** 高齢者を在宅で介護している御家族が日頃介護をしている中で負担に感じていることや、これから介護する方が不安に感じていること、そういった家族介護者が正しい知識と技術を習得することで、家族介護の身体的・精神的負担の軽減が図れるものと認識をしておるところでございます。

今後、家族介護者の支援に対する実践研修につきましては、先進事例を参考にするとともに、実際に介護事業所に従事しておられるホームヘルパーの方々による講習会が開催できないかどうか、地域包括支援センターなどを活用するなど、介護の講習会について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** 認知症サポーター養成講座、私たちも要望しているもので、実施していただき本当にありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

高齢化は、自分も含め避けて通れない問題です。在宅の場合であると、家族の心配は出歩いて迷子になったらどうしよう、迷惑をかけないようにというふうに思うと、ひきこもりがちにしてしまったりと、対応も様々でございます。できれば近隣の方にも状態を知っていただいて、温かな目で理解を持っていただけるよう、また、元気なお独り様が気持ちよく暮らせるようサポートしたいと思います。

海外の例で、なるほどと思ったものがありました。一人暮らしのお隣同士で、朝元気でいるときは小窓のカーテンが開いている、大丈夫だからそっとしておいてほしい。もし、閉まったままなら声をかけてほしいというような安否確認のルールをお隣同士が決めているというのがありました。適切な距離をもって、安否の確認をし合うというルールや工夫が参考になりました。高齢になっても住み続けられる、そういった優しい気持ちで助け合って暮らしていきたいというふうに思いました。この件については終わります。

次に、町営住宅について再質問をさせていただきます。

現在の状況、利用状況についてもう少し詳しくお聞かせ願いたいです。

- ○議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **〇まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、片貝東団地におきましては、10戸中7戸、7世帯の方が居住しており、空室が3戸となっております。栗生団地につきましては、8戸中4戸、4世帯が居住しており、空室が4戸となっております。

片貝東団地の空室につきましては、滞納がある世帯の方が退去し、その荷物が放置された 状況であるのと併せ、居住していた方が負担すべき利用後の内装等の破損箇所の改修も実施 されていない状況であることから、新たな入居の募集ができない状況となっております。こ のことから、町外などに転居した退去者の居住先を定期的に訪問しておりますが、今のとこ ろ接触が図れない状況となっております。

粟生団地につきましては、4戸の空室がありますが、そのうち2戸については、現在、退去後の改修待ちの状況となっており、残り2戸については改修済みですが、施設の基礎部分の老朽化が著しく今後の施設利用に不安があるため、入居の募集を見合わせている状況とな

っております。

町といたしましては、居住者が安心して暮らせる環境の確保と併せ、空室を速やかに利用できるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

回答は以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) よく分かりました。

先に、粟生団地についてお伺いいたします。今後の取組として、粟生団地を仮に用途廃止 した場合、現在入居されている方の住まいは、民間住宅の借り上げ方式を選択したというと きには、引き続き同じような条件で住まえるのかどうかお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えします。

現在、町営住宅に入居している方が仮に町営住宅の用途廃止後でも、居住先の確保がされるかとの御質問であると思われますが、方針を策定中であるため確定している内容ではございませんが、既に町営住宅に入居している方は、今後、町が新たに確保していくこととなる住宅等への入居希望がある場合、条件を満たしていると判断できますので、入居は可能であると考えております。

ただし、現在の規定では、家賃に滞納などがある場合、入居はできないこととなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

回答は以上です。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** では、入居対象者についてまた質問させていただきます。

引っ越された方の団地遺物のせいで新しく希望される方に貸せないということや、耐震性能の状態が悪くて使えないなど、取り組むべき課題がたくさんあるように思われます。

40年以上たっていると当初の社会情勢とは全く事情も変わってまいります。高齢者のシングル、単身のシングル世帯等々いろいろ増えております。移住・定住や高齢お独り様など、状況に合わせて柔軟に対策を立てていただきたいと思いますが、実際、単身高齢者は民間ではアパートを貸してもらえないというようなケースも出てきておりますので、まちづくり課だけではなく、高齢者福祉、社会福祉、企画財政など合わせて御協議を、御検討をお願いしたいというふうに思います。

そこで、今後、町営住宅の入所条件を高齢者や移住・定住等の目的に利用できるような、

入居対象者を拡大するような予定はないのかどうかをお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えします。

町営住宅の入居条件の拡充についてですが、高齢者や移住・定住事業などを担当する関係 部局からの要望や意見を伺いながら、将来にわたる費用対効果を十分検証した上で判断して まいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

回答は以上です。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) ぜひ、各部局でも、いろんな意見を出し合って、御検討をいただき たいというふうに思います。

住まいの見通しがつかなければ、住みたい、住み続けたい町という土台がなくなってしまいます。空き家対策を含めて、ぜひ検討をお願いいたします。

また、今の公営住宅の決まり、法律等では、移住・定住対策やお試しの入居などができないというふうになっていると思います。それと、新規就農者や町おこし協力隊などは、年齢条件に入っていないと思うんですね。なので、利用ができないということだと思います。いろいろなことを考えるので、九十九里町に住みたいというふうに、まず住みたいんだという方がいらっしゃったら、この人に聞くと明快に答えてくれるよという御担当をつけて、ぜひ御相談できるというところがあればいいなというふうに考えます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

再開は11時です。

(午前10時49分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

〇議 長(古川 徹君) 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

(10番 善塔道代君 登壇)

〇10番(善塔道代君) 10番、善塔です。

令和4年12月定例会において質問させていただきます。

最近、タイパという聞き慣れない言葉を耳にしました。調べてみると、タイムパフォーマンスの略で、限られた時間をいかに有効に使い効果を得るかということらしいです。タイパが広がる背景には、時代に追われる現代人の生活が透けて見えます。空いた時間を自分のために使いたいという欲求も感じられます。行政のサービスも、町民のニーズにいかに迅速に対応できるかで評価が左右されます。住民の要望をいち早くキャッチし、スピーディーに取り組むことが大切だと思います。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、防災についてお伺いいたします。

1点目の防災情報の周知として、防災対策の中でも、町民への情報周知は欠かせないものです。今年、真亀川の仲蔵橋と作田川の竜宮大橋に設置された河川の水位計は、水位の状況をスマホから確認することができます。豪雨時にとても役に立ちます。実際、私も7月に大雨が降ったときに、河川の状況を見に行かなくてもスマホから確認することができました。

現在、多くの町民がスマホを活用していますが、水位情報まではなかなか活用されていないと思います。そこで、町民に分かりやすく、町広報紙に水位情報などQRコードを記載し、より広く周知を図るべきと思いますがいかがでしょうか、見解を伺います。

2点目に、2019年9月の台風15号、19号により、家屋やハウスの倒壊など多くの方が被害を受けました。特に、屋根など上から見ないと分からない困難なところは、大変苦労されておりました。あるところでは、知人がドローンを操縦して、映してくれたので助かった。町にもドローンがあるといいのにという声を聞くこともありました。ドローンは、被災状況を迅速に確認することができるため、最近ではドローンを導入している自治体が増えています。本町でも、ドローン導入についていかがお考えでしょうか、見解を伺います。

3点目に、自然災害でより被害を受けやすいのは、障害者や高齢者などの災害弱者であります。東日本大震災をはじめ、近年の大規模災害では、犠牲者の6割以上を災害弱者が占めています。令和元年の台風19号や、令和2年の豪雨など、多くの高齢者や障害者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするために、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務とされました。

この避難行動要支援者に対する個別避難計画の本町の取組状況についてお伺いいたします。

2項目めに、いじめ防止対策について伺います。

本町は、それぞれの学校でいじめ防止基本方針を制定されており、統一はされていませんが内容は同じだと思います。基本方針の中で、2校の学校では、学校及び学校の教職員は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域社会、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めるとありました。

しかしながら、実際にはいじめ問題が解消されないままであったり、うやむやになってしまったり、不登校などの状況に追いやられているケースがあります。また、学年が1クラスで、いじめが継続している場合は、担任の先生などは年度ごとに替わりますが、児童・生徒の当事者同士はずっと一緒にいなければなりません。こうした現状がいまだあることは確かです。いじめは、どんな学校、どんな学年でも受ける、誰でもいじめの加害者になるし、被害者にもなる可能性があるということです。私のところにも様々ないじめの相談が入っております。

そこで、1点目に、本町の小・中学校のいじめの実態について、過去3年間の認知件数と 内容を伺います。

2点目に、町は、いじめ相談について、これまでどのような取組をされてきたのかお伺い いたします。

3点目に、いじめや学習面で、学校休んでいる児童・生徒が増えていると聞いています。 児童・生徒の長期欠席の実態をお伺いいたします。

4点目に、いじめによる不登校はいるのでしょうか。また、どのような対応をしているのか、お伺いいたします。

3項目めに、HPVワクチン(9価ワクチン)接種についてお伺いいたします。

1点目に、子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについて、本年4月より、 定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控え の期間に、定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチ アップ制度も開始され、全国的にHPVワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで、まずは、本町の積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対

象者への周知は、いつ、どのように行ったのかお伺いいたします。

2点目に、現在、定期接種やキャッチアップ制度で使用できるHPVワクチンは、2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は、来年4月以降の早い時期から定期接種とする方針であることが報道されています。定期接種として、新しいワクチンも使えるようになることは、対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応として、この9価HPVワクチンの効果や安全性について、当局の御見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長(古川 徹君) 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、いじめ防止対策についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よ ろしくお願いいたします。

それでは、初めに、防災についての御質問にお答えいたします。

1点目の防災情報の周知についての御質問ですが、千葉県が管理する河川においては、水 防活動や住民避難などを支援するため、従来の水位計の運用に加え、簡易型河川監視カメラ の設置が進められており、真亀川については昨年9月から、作田川については本年9月から 運用されているところでございます。

これらの施設による水位情報や画像は、千葉県防災ポータルサイトで公開されており、パソコンやスマートフォンから常時確認することが可能です。豪雨や台風の際には、本町が発信する避難情報などと併せて活用することにより、迅速な避難行動につながるものと考えますので、町広報誌などにより、幅広く周知してまいります。

2点目のドローン導入についての御質問ですが、ドローンは、災害発生時において、人の 立入りが困難な場所などで、安全かつ迅速に被害状況の把握や被災者を発見することが可能 なため、全国の被災地において有効活用されているところでございます。

しかしながら、大規模災害発生直後は、限られた人員で膨大な災害対応業務を処理することとなるため、ドローン操縦者の確保が課題となります。今後は、操縦者の確保や運用方法

などを調査研究し、導入について検討してまいります。

3点目の避難行動支援者の個別避難計画作成状況についての御質問ですが、東日本大震災以後、令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年の災害基本対策法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが、市町村の努力義務とされたところであります。

現在、千葉県による研修会等に参加し、個別避難計画の作成に向け準備を進めているところでございます。

次に、HPVワクチン(9価ワクチン)接種についての御質問にお答えします。

1点目の積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知についての御質問ですが、定期接種の対象者となる小学6年生から高校1年生までの女子児童・生徒には、令和4年3月から4月にかけて個別に案内を送付しており、キャッチアップ対象者のうち、平成9年度から平成11年度生まれの女性に対しましても、公費での接種が可能な接種期間内での接種を勧奨する案内を本年4月に個別に送付しております。また、平成12年度から平成17年度生まれの女性には、個別接種を実施する医療機関の負担が過剰とならないよう調整を図りながら、順次、個別案内を行う予定でおります。

なお、子宮頸がんワクチンに関しましては、引き続き広報や町ホームページで周知を図り、 積極的な接種の勧奨に努めてまいります。

2点目の9価HPVワクチンの効果や安全性についての御質問ですが、子宮頸がんの原因 ウイルスであるHPVは、多くの種類があり、現在、承認されているワクチンは、がんの原 因となるハイリスクのHPV遺伝子型に対する2価ワクチン及び4価ワクチンの2種類となっております。

9価ワクチンにつきましては、来年度から定期接種の対象に追加されることになっており、 従来のワクチンに加え、予防可能なHPVの種類が増えたことで、ハイリスク型に対しても、 より高い予防効果が期待されるとのことでございますので、安全性及び予防接種後の副反応 等とともに、幅広く情報提供してまいります。

以上で、善塔道代議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議 長(古川 徹君) 教育長、藤代賢司君。

(教育長 藤代賢司君 登壇)

○教育長(藤代賢司君) 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、いじめ防止対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、いじめの実態についての御質問ですが、いじめとは、児童・生徒個人が心身の 苦痛を感じているものを指し、どの子にも、どの学校においても起こり得るものと認識して おります。

本町でのいじめ認知件数につきましては、令和元年度に97件、令和2年度は54件、昨年度は55件です。本年度につきましては、11月1日現在で25件となっております。

主な内容としては、冷やかしやからかいが一番多く、次いで、軽くぶつかられたり、たたかれたりするです。また、SNS等でのトラブルも、昨年度2件、本年度は今のところ1件ありました。

いずれのケースも、担任や養護教諭等が小さな変化を見逃さず、早めに対応できたことで、 その都度解決をしております。

2点目の、いじめの相談窓口についての御質問ですが、各学校では、担任以外の相談窓口として、管理職や養護教諭等複数の職員を指定し、集会や掲示物、学校だより等で児童・生徒や保護者へ周知しております。また、スクールカウンセラーとの面談も積極的に進めております。

3点目の、児童・生徒の長期欠席の実態についての御質問ですが、長期欠席とは、年度初めからの欠席累計数が30日以上の児童・生徒を指します。本町の状況ですが、昨年度は22名でした。本年度は10月末現在で25名となっています。

欠席理由としては、集団への適応が苦手、学習についていけない、課題が終わらない、兄 や姉が欠席するようになって一緒に休むようになった等、児童・生徒個々の性格や家庭環境 に起因している様々な理由が挙げられています。

対応といたしましては、学級担任や管理職、担当教諭の定期的な家庭訪問に加え、訪問相 談員や家庭相談員もそれぞれ訪問して声をかけていただいております。

4点目の、いじめによる不登校の対応についての御質問ですが、現在、いじめによる不登校児童・生徒は報告されておりませんが、もしそのような事案が発生した場合には、学校、教育委員会、関係機関で連携して早期に対応してまいります。

以上で、善塔道代議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) 町長及び教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を行います。

初めに、防災についての防災情報の周知、これは町広報誌で周知してくださるようですので安心しました。私が冒頭に言ったQRコードも含め、1回だけじゃなく適度に掲載していただくようお願いいたします。

また、町が活用しているSNSなども同じような周知を図ってくださると助かりますがいかがでしょうか、見解を伺います。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) それでは、お答えさせていただきます。

住民の皆様の迅速な避難行動につなげたり、河川情報を安易に確認できるように、出水期や台風シーズン時に、広報誌などの紙媒体においてはQRコードを、ホームページ、安全・安心メールなどのSNSにおきましては、URLを掲載し、千葉県防災ポータルサイトへ即座にリンクできるように周知してまいりたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- **〇10番(善塔道代君)** ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。これ早急 にやっていただきたいと思いますのでお願いいたします。

それでは、次に、ドローン導入についてですが、導入について検討していくということで、 町長答弁ありましたので、ありがとうございます。ドローン操縦士の確保が課題になるよう ですが、業者または町民の方でドローンを所有している方の協力がお願いできれば、ドロー ンを活用できるようになると思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) お答えさせていただきます。

本町におきましては、人口集中地区以外の地区に該当します。その観点から、日中、目視で飛行させる場合のライセンスは不要となります。議員おっしゃるとおり、ドローンを所有している業者や町民の方からの御協力を得られれば、迅速な被害の把握につながりますので、今後検討してまいります。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) ありがとうございます。

本当に、ドローンを所有されされている住民さんがどのくらいかちょっと分からないんで

すけれども、またそこを把握していただきながら、協力していただくということは一番だと 思いますのでお願いします。また、ドローンを活用し、迅速に必要な情報ができるように、 さっき業者と言ったんですけれども、NPO団体または業者もですけれども、業者などと協 定締結も考えていくことが必要なんじゃないかと思いますが、その点もいかがお考えでしょ うか。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) ドローンにつきましては、災害時はもとより平常時でも、様々な 分野での活用が見込まれます。また、運用するには、必要な操縦技術や専門的な知識の講習 が必要となりますので、その習得には専門的な業者の協力が必要となります。

今後、災害時の派遣等も含めた中での契約などを検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) ありがとうございます。

職員も操縦ができるといいと思いますので、その点も考えていただきたいと思います。

ドローンについては、災害時だけではなく平時から多岐にわたり活用できるようですので、 庁舎内で協議をしていただき、早期の導入をお願いします。また、先ほども言いましたけれ ども、民間業者などと協定も同時に進めていただくようお願いいたします。

次に、個別避難計画について、本年4月に内閣府から、優先度の高い避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成することを市町村に依頼されていると思います。5年程度で作成するには、本年度中に着手することが非常に重要であると思います。 本町では、準備を進めているようですが、着手する予定を伺います。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

先ほど、町長答弁にもございましたが、今年度、山武郡市の市町合同で、県により実施しております個別避難計画作成研修会は、4回の開催を予定されております。ただいま3回を終了し、残りの最後の1回の開催は、年が明けました令和5年2月に開催し、研修会は終了となる予定となっております。この研修を受講し、先進事例等を参考にしながら来年度以降の着手を予定しており、早期の計画の作成を目指しているところでございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) ありがとうございます。

4回目の研修、来年の2月に4回目の研修が終わって、来年度から着手するということで すよね。分かりました。

個別避難計画は、要支援者ごとに避難方法や避難先、手助けする人などを明記したものです。先進的な事例を見ると、平時から避難行動要支援者の心身等を把握している介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して作成されたようですが、本町の取組としていかがお考えでしょうか、見解を伺います。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

本町の個別避難計画の作成につきましては、計画を運用するための制度、また要綱につきましては、関係課にて今年度作成予定でございます。

その中で、災害のリスクが高い地区、避難行動要支援者の程度、独居等の居住状態、社会的孤立の状況などを踏まえながら、国の指針に合わせ、福祉専門職や地域住民の方々に御参加いただき、意見交換会を実施するとともに、研修会にて紹介されました先進事例等も参考にしながら、災害時の避難支援等を実効性のあるよりよい計画となるよう、作成に向けて準備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- **〇10番(善塔道代君)** ありがとうございます。

私も、実をいうと、個別避難計画の研修を党としても受けたんですね。やっぱり先進地は、 もう既にこの計画ができておりますので、本当にこれが必要なんだなということがしみじみ 勉強していて分かったので、今回質問させていただきました。

町は、健康福祉課だけじゃなくて、さっき言ったように防災担当や福祉担当など、関係部署の連携体制の構築が必要と思います。また、福祉専門職や社会福祉協議会、民生委員、自治区、消防団など地域の関係者との連携が必要となりますので、協力を得ながら早急に作成を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、いじめ防止対策について。

教育長からも説明がありましたけれども、過去3年間のいじめ認知件数を報告いただきま

した。平成31年度の97件から見ると、令和2年度、3年度はコロナ禍の影響なのか、減少しているようですが、それでも50件以上いじめがあるということになりますよね。

いじめの内容を教えていただきましたが、その中でSNSでのトラブルが、昨年度2件、本年度は今のところ1件ということでしたが、こんなに少ないということはないと思うんですよね。SNSでのいじめの内容をもう少し詳しく教えてください。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- ○教育委員会事務局主幹(足立康幸君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

SNS等によるトラブルにつきましては、各学校から報告を受けている件数になります。 本年度、報告を受けている1件につきましては、乱暴な言葉の表現があり、学年集会で、S NS上でのルールや言葉の使い方について、全体で指導を行いました。

また、インターネット上でのトラブルを未然に防ぐべく、千葉県庁子ども・若者育成支援 室のネットパトロールで監視を行っており、命に関わる表現や個人が特定されるような場合 は、町教育委員会に連絡があり、学校に伝え、対処しているという状況でございます。 以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) 学校から報告を受けている件数はこれだということなんですよね。 学校で把握しているのかどうか、ちょっと不思議だなって、やっぱりちょっと聞くとね、結 構LINEを使ってのそういったトラブルが多いなというのを聞いているんでね、1件、2 件ではないんじゃないかと思っていますので、よく学校との連携を取っていただき、学校の ほうもしっかりとSNS、LINEを使っての状況も把握していただきたいと思っておりま す。

再々質問なんですけれども、学校のいじめ基本方針には、各学校がやっている方針には、 いじめ防止対策委員会を設置するとありますが、この委員会は設置されているのでしょうか、 お答えください。

- **〇議 長(古川 徹君)** 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- ○教育委員会事務局主幹(足立康幸君) それではお答えさせていただきます。

各校とも設置されております。生徒指導委員会の中で、校内のいじめの状況を常に確認し、 情報共有をしております。中学校の場合は、毎週木曜日の3時間目に実施しております。小 学校ですけれども、毎月上旬に1回行い、その後の職員会議において全体で情報共有し、指 導につなげておるというところでございます。

なお、緊急の場合におきましては、臨時で会議を開催することもあります。 以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- **〇10番(善塔道代君)** いじめ防止対策委員会が実施されているということですね、分かりました。これはしっかりと継続していただきたいと思います。

いじめ問題に対しては、先ほども言いましたけれども、私のところにも本当に相談をいただきます。LINEでの誹謗中傷があるとも聞いております。冒頭にも言いましたが、学年が1クラスでいじめが継続している場合は、ずっと一緒にいるわけですね。だからこそ、小学校の統合は喫緊の課題と思います。10年度と言わず、早期の統合をお願いしたいと思っております。

いじめを受けている子の場合、いじめを受け続けられながら学校に行ったところで、身につくのは学力や社会性ではなく、憎しみや自己否定感です。避難が早かった人ほど心の回復は早い傾向にあると言われています。本町の児童・生徒が九十九里っ子らしく元気で健やかに、そして、九十九里町で生まれ育ってよかったと誇りを持てる人になって、育っていただきたいと思っております。教員の皆さんは、たくさんの課題を抱えて御苦労されていると思いますが、子供たちのちょっとしたことも見逃さないようお願いいたします。

次に、いじめ相談窓口について、相談担当職員やスクールカウンセラー等が担当する以外 に、このいじめを発見、解決する方法は何かあるのでしょうか、お答えください。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- ○教育委員会事務局主幹(足立康幸君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。そのほかの取組といたしましては、生活アンケートの実施、相談箱の設置、相談週間を設けるなど、早期発見、早期対応に努めております。

例えばですけれども、相談箱につきましては、担当が毎日確認し、個別に対応しております。ちなみに、今年度相談件数ですけれども、町内で現在29件というふうに報告を受けております。

また、教育相談週間につきましては、各学期ごとに1回、もしくは2回、いじめアンケートを行っております。アンケート後、担任が全員と面談を行い、事案のあった児童・生徒に対して個別に対応しております。状況によっては外部機関とも連携して、解決に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- **〇10番(善塔道代君)** アンケートなどもかなりやってくださっているみたいですけれども、 このアンケートの内容もどういうものなのかというのがちょっと分かっていないんで、後で 教えていただきたいと思います。

再々なんですけれども、2020年度の情報通信白書によると、10代の若者の携帯電話の通話時間が1日当たり3.3分だったのに対して、SNSの利用時間は64.1分に上がっており、中高生のコミュニケーション手段はSNSが主流になっています。文部科学省によると、LINEを活用する実態が多く、利用者の8割を中学・高校生が占め、女性の割合が高かったとありました。そこで、本町では、LINEを活用していじめの相談体制についてお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- **〇教育委員会事務局主幹(足立康幸君)** それでは御質問にお答えいたします。

現在、LINEを活用した相談窓口につきましては、「そっと悩みを相談してね SNS 相談@ちば」を活用しております。こちらにつきましては、千葉県千葉市教育委員会が開設しておりますLINEの相談窓口になります。年間を通して開設されております。年度当初に、児童・生徒、そして保護者の皆様に対してカードを配布するなどで周知をしております。また、長期休業前などは、それぞれの学校で集会や面談、学校だよりやしおり等で再周知している状況でございます。

なお、電話相談につきましても、24時間受付の千葉県子どもと親のサポートセンターをは じめ、七つの窓口を併せてお知らせしているところでございます。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- 〇10番(善塔道代君) ありがとうございます。

県が開設しているLINEの相談窓口を活用されているということですよね。本町からどのくらいの相談があるのかというのは、個人情報だから多分分からないと思うんですけれども、私は2018年6月定例会で、いじめ通報アプリ「STOPit」かな、この導入を要望していたんですが導入されていないようですよね、聞くと県のを使っているということですので、とても残念です。町としても、やっぱりこういった活用をするべきだ、アプリを導入するべきだと思っております。引き続き相談窓口の取組をお願いいたします。

次に、長期欠席の実態について、中学校で長期欠席が20人もいると聞いて驚きました。いるんですよね、20人、とても多いですよね。学校関係者や相談員の方が家庭訪問されていると、今、教育長が言っていただいていましたけれども、この反応はいかがなんでしょうか。また、タブレット端末を貸与して、オンライン授業での対応をされているのかどうか、御答弁をお願いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- **〇教育委員会事務局主幹(足立康幸君)** それではお答えさせていただきます。

学校職員は随時、訪問相談員は週に1回、家庭相談員は月2回ほどのペースで、児童・生徒や保護者とのつながりを持っているという状況になっています。保護者の中には、電話連絡や訪問時にスムーズに対応していただけない状況もあるようですけれども、家庭の様子や状況を把握し、児童・生徒が置かれている環境を確認しながら、粘り強く取り組んでいます。また、タブレットの活用につきましては、家庭での安否確認等を行っております。コロナ感染症で欠席が続く場合などは、オンライン授業を実施しました。そして、教室に入れない児童・生徒に対して、オンライン授業を別室で視聴することなどを現在行っております。長期欠席の児童・生徒のオンライン授業につきましては、本人、そして保護者、家庭との確認を進めながら、現在、この授業につきましては進めているところでございます。以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) 児童・生徒や保護者とのつながりを持っているということで、ちょっとそれは安心しましたけれども、また、オンライン授業ができているようなので、これも安心いたしました。本当に学校に長期欠席をされている子供が学校に登校できるようになるといいと思いますので、今後もよろしくお願いいたします。

次に、いじめによる不登校の対応について。不登校と長期欠席の違いがとても分かりにくいですが、不登校とされるのは年間欠席30日以上から、長期も同じなんですよね。文部科学省では、病気、経済的理由以外での欠席が30日を超えると不登校と定義されています。この本町では、30日以上欠席している子がいないから、いじめによる不登校の児童・生徒は報告されていないということになるんでしょうか。でも30日以上欠席しなくても、いじめによって学校休んでいる児童・生徒はいると思いますが、調査や把握されていますでしょうか、お伺いします。

〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。

○教育委員会事務局主幹(足立康幸君) それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

各学校との連携は常に密に行っております。児童・生徒の状況把握に日々努めているところでございます。

現在、いじめが原因で長期の欠席につながっている児童・生徒はいないと報告を受けております。各学校は、児童・生徒が欠席した場合、必ずその理由を確認しております。例えば 友人とのトラブルから登校しづらくなっている場合等もあるとは思いますけれども、いじめ が継続しているとの報告は、現在受けていないという状況になります。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) 全国の小・中学校で、2021年度に不登校だった児童・生徒は24万 4,940人で過去最多となり、文部科学省の調査で判明したもので、増加は9年連続で、前年 度に比べ25%も伸びています。コロナ禍の影響が大きいと言われ、ストレスを発散する機会 が減り、大きな不安感を抱いています。

一方、いじめの低年齢化も不登校の増加に影響しており、文部科学省の調査では、10年前の学年別のいじめ件数を見ると、中学校1年生が最多だったけれども、ところが、現在、いじめ件数が最も多いのは、小学校1、2年生です。小学校1、2年生でも、集団無視や、黒板に何か死ねと書かれるような、信じられない事例が出ていると伺っております。本町では、このようなことはないと思いますが、いじめによる不登校、または休んでいる児童・生徒は本当にいないんでしょうか、断言できますでしょうか、再度答弁をお願いいたします。

- ○議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局主幹、足立康幸君。
- 〇教育委員会事務局主幹(足立康幸君) それではお答えさせていただきます。

学校は、常に動いている、その状況があります。善塔議員のもとにも、いじめの相談ということで寄せられていることもお話聞きました。そういうことも含めまして、状況の変化にすぐに対応できますように、学校との連携をさらに密にし、把握に努めてまいりたいと思います。

なお、個別の事案につきましては、該当校に状況を再度確認いたしまして、迅速に対応していきたいと思っております。よろしくお願いします。

以上です。

〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。

○10番(善塔道代君) 対応のほうお願いいたします。

いじめ防止対策条例も制定していただくことをお願いし、今後とも子供の学校教育を受ける権利が脅かされないように、社会全体で取り組んでいくことを強く願い、この質問を終わります。

次に、HPVワクチン(9価ワクチン)接種化についての定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知ですね。対象者全員に、しっかりと個別に通知されているとのことで、丁寧な対応に感謝いたします。

それでは、今年度直近までの接種率はどのようになっているのでしょうか、答弁お願いい たします。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

定期接種対象者は、小学6年生から高校1年生までの女子児童・生徒220名おりますが、 11月末時点における接種実人数は7名でございます。キャッチアップ対象者は、積極的勧奨 の差し控えにより、接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれの女子482名おりま すが、11月末時点における接種実人数は6名でございます。

ほかの予防接種と比較いたしましても、接種率が非常に低く、また、接種完了までに半年程度かかるため、接種期間内に接種できるよう、ワクチンの有効性、安全性等について国のリーフレットなどを活用しながら、丁寧かつ確実に情報提供を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- **〇10番(善塔道代君)** ありがとうございます。国のリーフレットなどを活用しながらということですので、また情報提供をよろしくお願いいたします。

9価ワクチンの効果や安全性なんですけれども、先ほど町長より、9価ワクチンの安全性 及び予防接種後の副反応等に関しても、幅広く情報提供していくと答弁をいただきました。 それでは、この9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本町の対応、対象となる方への周知 方法についてお伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

9 価ワクチンにつきましては、来年度、令和5年度から定期接種の対象に追加されること

となりましたので、定期接種対象者及び先ほど来ありますキャッチアップの対象者全員に、 子宮頸がんワクチンに関する情報提供を個別に行ってまいります。また、従来ワクチンとの 差異などにつきましては、分かりやすく丁寧な情報提供が必要となりますので、国のリーフ レット等を活用するとともに、地域の医療機関と連携を図りながら対応してまいりたいと考 えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 10番、善塔道代君。
- ○10番(善塔道代君) ありがとうございます。

HPVワクチンについては、現状の接種率を見ても、まだ接種を決めかねている方がかなりいると思います。そうした方々にとっても、新しいワクチンが定期接種で使用可能となること、その有効性や安全性などの情報は、重要な接種検討材料です。ぜひ、9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりましたら、速やかに、確実に御案内を実施していただきますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時46分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

〇議 長(古川 徹君) 順次発言を許します。

通告順により、2番、小川浩安君。

(2番 小川浩安君 登壇)

○2番(小川浩安君) 2番、小川です。議長のお許しをいただきましたので、今定例会に2項目7件の質問を提出させていただきます。

初めに、次年度当初予算編成の際に、財政調整基金の有効的な運用を考えているのかお伺いします。

さきの9月定例会において、令和3年度の決算報告を受けたときに、地方公共団体の貯金

ともいえる財政調整基金の残高は、前年度末で16億3,225万2,000円と伺いました。その際に、本町レベルの財政規模ならば16億円を超える財政調整基金は特に珍しいことではないとの説明を受けました。

令和3年度決算では、単年度で7億1,282万4,000円の財政調整基金を計上しております。 これは、コロナ対策として国から臨時特別交付金が支給され、歳入の下支えになったこと、 その一方で、歳出は、コロナ感染予防により人流を抑制する対策を受けて、各種イベントが 中止するなどの消極的な事業展開によって支出が減少し、財政調整基金が増えたものと考え られます。

ともすれば、令和4年度も8か月が過ぎ、各種イベントの中止が相次ぐ中、国からの臨時特別交付金の支給もあり、予算の執行状況から見ても、年度末の財政調整基金は昨年に引き続きほぼ高額になるものと想定されます。

令和4年度の当初予算を編成する際は、歳入歳出の均衡を図るため、財政調整基金から2 億円を取り崩して歳出に充てたと伺いました。財政調整基金の残高は、年度当初で14億 3,225万2,000円と認識しております。

そこでお伺いします。本年度も8か月が過ぎ、年度当初14億3,225万2,000円であった財政 調整基金は、令和4年度末でどれくらいと見込んでいるのかお伺いします。

次に、令和3年度普通会計予算で、地方公共団体の借金ともいえる地方債の残高は72億2,673万8,000円でした。地方債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務であり、その期間は会計年度を超えて履行されます。地方債を借りると、翌年度から元金と利息の償還が発生し、公債費として歳出に計上されます。

地方債の中には、国、県からの特定財源や交付税にひもづけられたものも多くを占めます。 一方で、町の単独事業を対象とした一般財源のみの地方債が一般単独事業債です。これは町 の純粋な借入金であることから、繰上償還をすることも可能だと思います。

一般単独事業債は、地方債全体の約22%を占めており、現在高は16億283万5,000円を計上 しております。令和3年度決算では、一般単独事業債の元利償還金が、公債費として単年度 で1億6,939万9,000円支出しており、現状のままではこの額に近い公債費が毎年支払われる こととなります。

町の貯金ともいえる財政調整基金で町の借金ともいえる公債費を相殺すれば、毎年支出される公債費が減少することから、財政面においても公債費比率の改善につながるものと考えられます。

そこでお伺いします。財政調整基金の有効的な運用として、公債費の減額を目的に財政調整基金を取り崩して一般単独事業債の繰上償還に充てることを考えているのかお伺いします。 次に、財政調整基金の有効的な運用として、臨時的経費への活用を考えているのかお伺いします。

今、まさに町の企画財政課は、次年度予算編成に向けて忙しい日々を送っていることと思います。予算編成は、初めに経常的経費を固めて、次に各課の要望を聴取しながら、歳入と歳出のバランスを調整するものと考えます。そうしますと、町の単独事業として実施する工事などの臨時的経費は、性質上、どうしても後回しになり、最後に調整されることとなります。道路等の整備事業は、年次計画に従って実施しますが、道路の陥没や劣化の箇所は、以前より見受けられるように感じます。

財政調整基金に猶予が生じた場合は、臨時的経費の対応を柔軟かつ迅速に行い、道路、排水路等の整備事業計画の前倒しを図りながら予算化することによって、公共環境の改善に着手することが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。財政調整基金を取り崩して、道路排水路等、整備事業計画を前倒し して公共環境の改善のために、臨時的経費を予算化する考えはあるのかお伺いします。

続きまして、公共工事の執行についてお伺いします。

初めに、公共工事の入札及び契約が適切に実施されているのかお伺いします。

昨今の社会状況を鑑みると、深刻な円安により物価価格の高騰、生活物資などのインフレ、コロナ感染症第8波の兆し、不安定な国際情勢など、様々な不安要素が取り巻いております。 このような状況の中で、公共工事は、材料費や燃料費の高騰、雇用の確保など、様々な要因から工事費が膨らむことも想定されます。

そのような状況に対して、行政は、公共工事における標準化や正当性を見極めることが求められます。

公共工事の業者選定は、一般競争入札が主流であり、今年からは千葉県電子自治体共同運営協議会に委託して、電子入札システムを活用することにより、パソコンで入札を実施していると伺いました。地方自治法では、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律があり、その第3条の中に公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項についてが記されております。

そこでお伺いします。町の公共工事は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律第3条に基づき適切に実施されているのかお伺いします。 次に、公共工事の入札及び契約の際には、適正化指針を参考に実施しているのかお伺いします。

公共工事の入札及び契約に関する適正化指針として、公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律第17条第2項の条文の中に、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関することが記されて おります。

そこでお伺いします。町の公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について、学 識経験者など第三者の意見を適切に反映する方策に関する旨の適正化指針を参考にしている かお伺いします。

次に、公共工事の入札に参加資格を有する町内業者についてお伺いします。

公共工事を請け負う際、地元の業者は、現場に近く、状況の把握、交通費など、様々な面において、比較的利便性が見込まれます。何より、工事の施工管理が容易になることは町にとっても有意義なことだと考えます。公共工事の入札はできるだけ多くの町内業者が参加することで、競争原理も働き、町経済の活性化につながるものと考えます。

そこでお伺いします。公共工事の入札に参加資格を有する町内業者は何者あるのか、その うちの何者が入札に参加しているのかお伺いします。

次に、公共工事の品質確保を図りながら、工事規模に準じた業者選定や入札方式の採用は 可能かお伺いします。

公共工事は5,000万円を超えて議会案件になる大きな工事から、100万円を下回る比較的小さな工事もあります。業者の企業体力を考慮すると、一般競争入札が一概に公平なのかは疑問です。業者は経営事項審査によって経営状況、経営規模、技術力、社会性などを数値化して評価されます。そうしますと、工事実績の多い業者は、経営事項審査の結果も当然よくなり、企業体力の格差は業者間において一層大きくなるものと考えられます。

そうしたことから、比較的小規模な工事においては、指名競争入札を導入するなど、町内 業者が公共工事に参加しやすい環境を構築することも必要ではないでしょうか。その一方で、 議会の案件になるような大きな工事は、工事規模に準じて業者の選定理由や選定範囲の広域 化など、競争の原理原則に従って、慎重に見極めることが大切だと思います。

このようなことから、前にも述べました学識経験者などによる第三者の意見を適切に反映することは、一般競争入札を執行する上で公平性と透明性が図られる要因の一つだと考えます。

そこでお伺いします。公共工事の品質確保を図りながら、工事規模に準じた業者選定や入 札方式の採用は可能かお伺いします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。再質問は自席にて行います。

○議 長(古川 徹君) 小川浩安議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。 町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 小川浩安議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政調整基金の有効的な運用についての御質問にお答えいたします。

1点目の、財政調整基金(地方公共団体の貯金)の令和4年度末見込みはとの御質問ですが、令和4年度当初予算14億3,225万2,000円であった財政調整基金は、その後、7回の補正予算を経て、12月補正後の見込みでは、18億2,900万円となる見込みでございます。

また、令和4年度末の財政調整基金の見込みについては、地方交付税の追加交付など国の動向により大きく左右されますので、具体的な金額の予測は困難でありますが、12月補正予算後の残高より増額となることを想定しております。

2点目の地方債(地方公共団体の借入金)の中で一般単独事業債の元利償還金を繰上償還する考えはとの御質問ですが、地方債制度は、地方財政法に地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならないとの例外として規定されており、財政負担の平準化と、住民負担の世代間の公平を図る機能を持っているものです。

本町では、世代間の公平負担や繰上償還に要する補償金などを踏まえ、これまで繰上償還はせずに財政運営を行ってまいりました。しかしながら、一般単独事業債も含め地方債の繰上償還は将来負担の軽減を図るものであり、財政健全化に向けた有効な手法であると考えられることから、財政状況を踏まえ、検討を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

3点目の、道路排水路等の整備事業計画を前倒しして、公共環境の改善のため臨時的経費に予算化する考えはとの御質問ですが、住民の生活基盤となる道路や排水路、橋梁などの社会インフラは、住民が安心して快適に暮らし、地域の経済活動を活発にする役割を果たすものであります。

本町では、これまで財政状況を踏まえ、必要性や緊急性を考慮しつつ、優先順位をつけ計画的に社会インフラを整備、修繕してまいりました。住民生活に直結する社会インフラの整備や老朽化対策は、公共環境を改善する上で、大変重要であると考えられます。

今後も、国の動向を注視し、町の財政状況を踏まえ、財政調整基金を有効に活用しながら、 さらなる公共環境の改善を図ってまいります。

次に、公共工事の執行についての御質問にお答えいたします。

1点目の、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条に基づき適正に実施されているかとの御質問ですが、公共工事の入札及び契約は、その目的物である社会資本等の整備を的確に行うことのできる施工能力を有する受注者を確実に選定するための大変重要な手続であります。

このため、本町では、昨年10月より、設計金額が130万円以上の全ての建設工事について、電子入札による一般競争入札を実施し、入札過程の透明性及び公正な競争を促進しております。また、最低制限価格を設定するなどし、適正な施工が見込まれない契約の締結を防止するなど、同法第3条の趣旨に沿った対策を講じております。

今後も、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約締結等のための措置 及び施工体制の適正化の措置を講じ、公共工事に対する信頼の確保と、これを請け負う受注 者の健全な発達を図ってまいります。

2点目の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条にある適正化指針を参考にしているかとの御質問ですが、適正化指針では、公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置について、地方公共団体が講じるべき具体的な努力義務について明記されております。

このため、本町では、昨年10月から設計金額が130万円以上の全ての建設工事について、 入札方法を指名競争入札から一般競争入札へ変更するとともに、適切に作成された設計書に 基づき予定価格を設定するなど、適正化指針を参考としながら、公共工事の入札及び契約の 適正化を図ってまいりました。

学識経験者などによる入札監視委員会につきましては、研究段階ではございますが、公共 工事は、その多くが経済活動や住民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、そ の入札及び契約に関して住民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確 保することが求められることから、適正化指針に沿った措置を講じてまいります。

3点目の、公共工事の参加資格を有する町内業者は何社あるのか、そのうちの何社が入札に参加しているのかとの御質問ですが、現在、九十九里町入札参加資格者名簿に登載されている町内の事業者は23社でございます。また、これまでの入札参加状況を申し上げますと、

令和2年度は20社、令和3年度は19社、令和4年度は、これまで13社が入札に参加しております。

4点目の公共工事の品質確保を図りながら、工事規模に準じた業者選定や入札方式の採用 は可能かとの御質問ですが、公共工事の品質確保は、公共工事が現在及び将来における住民 生活、経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有す るものです。

このため、公共工事の品質確保の促進に関する法律において、公共工事の品質確保に必要な事項が定められており、その中で入札方法の決定については、工事等の性格、地域の実情等に応じ、多様な入札方法の中から適切な方法を選択することができるとされております。

本町では、公共工事の品質を確保するため、工事の性格や規模による工事実績、建設業法に基づく適正な技術者の配置などを入札参加の要件としつつ、将来にわたる地域の担い手の確保や中小企業等の育成に配慮した一般競争入札を原則としておりますが、入札に付しても入札者または落札候補者がなかった場合には、公共工事の品質を確保しつつ、指名競争による入札を採用しております。

今後も引き続き、一般競争入札を原則としながらも、千葉県や県内地方公共団体の入札方法を参考としながら、本町の実情に即した入札方法について検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、小川浩安議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- **〇2番(小川浩安君)** 2番、小川です。

御答弁ありがとうございました。

財政調整基金の令和4年度決算見込みについて再質問をします。

町長答弁の中で、財政調整基金は12月補正予算後の見込みとして約18億2,900万円とありました。歳入歳出の動向から、予算執行状況を鑑み、4か月後となる来年度末でどれほどの現在高を町当局は見込んでいるのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 財政調整基金の決算見込みでございますが、本定例会に上程いたしました予算案が可決いたしますと18億2,990万円になる見込みでございます。これに今年度の執行残、それから国の二次補正によって地方交付税の増額が見込まれておりますの

で、年度末現在高につきましては20億円弱となる見込みでございます。

そういったことでございますので、今年度につきましては、臨時財政対策債の借入れを見 送ることといたしまして、公債費の抑制を図る考えでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

年度末見込みでは20億円弱と伺いました。その運用として、一般単独事業債の元利償還を 繰上償還する考えについては、公債費抑制のため、臨時財政対策債の起債を見送るなどの対 策を講じたと、そういうことですので、それは分かりました。

以前に借りた地方債の繰上償還については、財政状況を踏まえながら検討を進めていくと の御答弁でしたので、未来を、将来を十分見据えていただき、精査していただいた中で御検 討くださるようお願いいたします。

次に、道路排水路の整備事業計画を前倒しして、公共環境の改善のため、臨時的経費への 予算化について再質問します。

本町では、財政状況を踏まえて、必要性や緊急性を考慮しつつ、優先順位をつけて計画的に社会インフラを整備していると伺いました。本町の道路排水路等のインフラ整備はどのような基準により何件ほど実施しているのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えします。

道路橋梁については、現在その利用者の安全確保の観点からインフラの長寿命化対策を推進しており、道路については、舗装修繕計画を策定し、路面性状調査等の結果を踏まえ、対応を図っております。

橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、利用度が高く、健全度の低い場所から 順次補修工事などを実施しております。

また、排水路については、道路排水の状況や自治区等からの要望を基に、その緊急性や必要性の観点から実施の判断をさせていただいております。

直近3年間の実績といたしましては、道路で新設1件、補修が36件、橋梁で補修2件、排水路では新設4件、補修33件の工事を実施しております。

工事の施工時期については、費用対効果を十分に精査し、補助金や有用な起債の運用、将 来的な負担の影響等について財政部局と連携を図りながら、必要予算の確保に努めておりま す。

答弁については、以上のとおりです。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

財政部局と連携を図りながら進めていくとの御答弁ですので、整備につきましては、よろ しくお願いいたします。

次の質問に移ります。

町長答弁では、住民の生活に社会インフラの整備は、老朽化対策も含め、大変重要であり、 今後も財政状況を注視しながら、財政調整基金を有効的に活用し、さらなる公共環境の改善 を図っていくとの御答弁でした。

財政調整基金を有効的に活用して、さらなる公共環境の改善を図るには、どのような形で 進めていくのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 財政調整基金の設置の目的についてでございますが、これは 町財政の調整を図り、もってその健全な運営を図るとされております。したがいまして、経 済事情の変動等による減収、災害により生じる予期せぬ支出に備えつつ、公共施設等の老朽 化対策を念頭に置きながら、道路排水路整備等々の安全性、緊急性を考慮して、計画的に予 算の配分をし、整備をしてまいるつもりでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

計画的に予算を分配して公共環境の改善に、整備に努めていくとの御答弁ですので、よろしくお願いします。

次に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条に基づく適正な実施について再質問します。

同法第3条には、公共工事の入札及び契約の適正化として、透明性と公平な競争、品質の 確保などが挙げられています。その中で、町当局の具体的な取組をお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- **○企画財政課長(作田延保君)** それでは、初めに、契約事務の透明性についてでございますが、これは適正に積算されました設計書あるいは見積りによって市場価格を調査した上で、

これらを基にいたしまして、予定価格を積算し、事前に公表する等の対策を取ってございます。

また、入札の結果につきましては、県が運営をしております入札情報サービスなどで公表 することで、透明性の確保を図っているところでございます。

次に、品質の確保についてでございますが、ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他労働条件の悪化、安全性の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあることから、最低制限価格を設定いたしまして、事前に公表しているところでございます。

また、見積り能力のない不良不適格業者の入札を排除し、合わせて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図ると、そういった観点から、入札の際に積算金額の根拠となる内訳 書の提出も求めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

契約事務の透明性は確保されているとのことです。また、談合や不正行為、ダンピング受注の防止などの観点からも、対策を講じているとのことですので、引き続きしっかりとチェックをお願いいたします。

次に移ります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条の適正化指針を参考にしているのかにつきまして、再質問します。

町長答弁にありましたとおり、同法第17条にある適正化指針は、確かに地方公共団体が講ずるべき具体的な努力義務が明記されたものです。

しかしながら、本町におきましては、東千葉メディカルセンターの不適切な事務が発生した際に、入札及び契約の在り方に対しても、第三者による意見を求めた経緯があります。

町長答弁の中で、公共工事の入札における第三者の意見は研究段階とありましたが、具体 的にどのような取組を考えているのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 学識経験を有する第三者、いわゆる入札監視委員会についてでございますが、これは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する指針、これによりますと、中立かつ公正な立場で客観的に入札及び契約について審議などを行う第三者機関と

されておりまして、入札及び契約の透明性を確保する上では大変効果があるものと考えてご ざいます。

今のところ山武郡内で設置している団体はございませんが、千葉県内では16の団体が設置 していると聞いてございます。

今後、入札監視委員会を設置することによる効果等について調査研究をしてまいりますので、御理解をお願いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

入札監視委員会の設置に向けて、調査検討するとの御答弁ですので、よろしくお願いいた します。

次に、町の入札参加資格者名簿に登載されている町内業者は23者で、そのうち入札に参加 している業者は20者ほどと伺いました。できるだけ多くの町内業者に工事受注の機会が増え るとするなら、町経済の活性化や担い手の確保につながるものと思います。それを踏まえて 次の質問に移ります。

公共工事の品質確保を図りながら、工事規模に準じた業者選定や入札方式の採用は可能なのか、再質問します。

比較的小規模な工事には、指名競争入札を実施するなど、町内業者が入札に参加しやすい 環境づくりを考えているのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 町内業者の入札の参加につきましては、原則一般競争入札に移行いたしました現在におきましても、将来にわたる地域の維持管理や担い手の確保、それから町内業者の育成のために、町内の事業者が施工可能な工事で、かつ競争性が担保できるだけの業者数が確保できる場合につきましては、入札の資格要件を町内業者に絞る等々の対策を講じているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

工事の施工要件が合うなら、町内業者の育成と担い手の確保が図られるよう、御検討をよ るしくお願いします。

次の質問に移ります。

大規模な工事は、業者選定を広域化することによって、より強い競争性を生み出すような、 そのような考えはあるのかお伺いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- **○企画財政課長(作田延保君)** 大規模工事についてでございますが、これはより高い技術力、 それから施工能力が求められることに加えまして、労働者の確保や建設資材の調達能力等々 を考慮する必要がございます。

このため、大規模工事の入札に際しましては、従前より入札参加要件を町外に広げまして、公共工事の品質と競争性の確保を図ってまいりました。

さらに、工事の性質によりましては、施工実績を入札参加要件に加える等々の対策を講じてきたところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 2番、小川浩安君。
- ○2番(小川浩安君) 御答弁ありがとうございます。

まとめます。

町の予算執行は、限られた財政規模の中で有効的な資金運用が求められます。町の予算は、町民の血税からなる貴重な財源です。その重さをしっかり感じていただき、行政に生かしてほしいと思います。

また、公共工事では、昨年あたりから何億とか、何千万円とか、なぜか急に大きな工事が施工されるようになり、不思議がったり心配したりする声を耳にするようになりました。そのような町民の声を受けまして、今回の一般質問に立たせていただきました。

本定例会における私の一般質問は、以上をもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は2時です。

(午後 1時43分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時58分)

〇議 長(古川 徹君) 順次発言を許します。

通告順により、3番、原田教光君。

(3番 原田教光君 登壇)

○3番(原田教光君) 3番、原田です。

皆さん、お疲れさまでございます。議長の承認をいただきましたので、通告により一般質 問をさせていただきます。

その前に、長引く新型コロナウイルス感染の蔓延、あるいは物価高騰等、そして幾多の困難の中、町民の命と暮らしを守るために御尽力をいただいております関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

では、質問に入ります。

1番目の農業振興について。

我が国の農業は、多くの原材料を輸入に依存しておりますが、世界人口の増加に伴う穀物需要の増加や、ロシアによるウクライナ侵攻、または為替相場による歴史的な円安、そして肥料、原料の供給主要国である中国は、穀物相場を国際的に高騰しているということなどを踏まえて、自国の肥料確保を最優先としている現状であります。農産物への肥料、家畜の餌である飼料の価格が高騰しております。

このような中、農業においては、燃油や肥料の資材の価格が値上がりしており、農業者からは、既に農業経営を圧迫しているとの声や、今後も、価格動向のどこの先が見えないことから、さらなる心配をしているとの声が多く聞こえてきております。

肥料や飼料は、生産コストの中で多くの割合を占めております。また、コロナ禍において 農産物消費動向が大きく変化する中で、これらの価格高騰はさらに農業者に大きな打撃を与 えます。

先月、JA全農が、本年11月より来年の5月に供給する春肥価格の発表がありました。 2021年の春肥価格から比較しますと、全体では約7割上昇し、中には、2倍の価格設定もあります。現在、円安の進行や原油高等もあり、今後すぐに価格下落の期待は考えにくい状況であり、この肥料価格の高騰は、背景から見て、長期化が予想されております。

生産コストの上昇に見合った所得が確保できなければ、生産者の経営は窮地に追い込まれます。そして営農の継続はできなくなります。そこで、原油価格・物価高騰に伴う燃料や肥料、飼料などの急激な値上がりが本町の農業者に対し、深刻な影響を及ぼしています。一方、中長期的に肥料を減らす取組も必要であると考えますが、国内資源の再活用を含め、輸入に

依存しない体制づくりについても、スピード感を持って今後対応しなければならないという ふうに思われます。

また、現在、農業者は、農業生産に必要な肥料、飼料、燃油の価格が高騰する中、農産物の市場価格は需要に応じて決定するのが原則で、経費の増大部分については農家が収益を犠牲にして自己負担をしております。本来であれば、生産費を適正に価額に反映させなければならないと思われます。

そこで、お聞きいたします。

- ①として、生産資材価格高騰における農業者支援について。
- ②としまして、国内資源の再活用を含め、輸入に依存しない体制づくりについて。
- ③として、農産物に対し、生産費を適正に価格転嫁することについて。

次に、2番目の稲作農家経営安定対策についてであります。

本町の稲作は、販売農家の7割が生産に携わり、農業の土台となる重要品目であります。

近年、主食用米の需要は、少子高齢化、食の多様化に加え、コロナ禍の影響により、中食、外食など業務用の消費が落ち込み、需要の減少となり、年々米の消費量は減り続けております。本年度の米価については、新米コシヒカリの価格は1俵1万1,000円前後となりました。

コロナ禍による需要減などを背景とした自給緩和で、20年、21年産と、2年連続で価格は下落いたしました。今年は3年ぶりに前年度産を上回りましたが、21年産までに大幅下落した差額分までは回復し切れていない状況であります。

日本の稲作は、米の供給が需要を上回る需給緩和に直面し、不況を強いられています。農 林水産省によれば、需給安定の目安となる適正生産量については、本年度は適正量以内とな りました。このことは、主食用米から飼料用米などへ大きく転換が進んだことによります。

特に飼料用米については、過去2年で面積が倍増し、主食用米の需給改善に果たした役割は大変大きいというふうに思います。

さて、昨年の一般質問にて、農家経営の安定と生産意欲の向上につながるようにと、この 飼料用米の生産に対し、町の独自支援の新設について、早々に、本年度より実現をいただき まして、誠にありがとうございます。しかしながら、近隣自治体との支援金格差が生じてお ります。ぜひひとつ前向きな再検討をよろしくお願いしたいと思います。

そこで、お聞きいたします。

- ①米の生産者価格及び生産調整の現況について。
- ②肥料用米の継続的生産拡大に向けた町独自、追加の支援策について。

次に、3番目の洋上風力発電についてであります。

九十九里浜沖の洋上は、風資源に恵まれ、遠浅な地形を有することから、風力発電事業を 導入する適地として、そのポテンシャルが高く評価されている。町として、この洋上風力発 電の実現に向けて積極的に推進していくと。そして、この九十九里沖が洋上風力発電事業を 導入する有望な区域として、国に対して情報提供されるよう積極的に推進していきますと。

この言葉は、町長から、令和3年度第4回の定例会の一般質問で答弁をいただいたことであります。

その後、洋上風力発電導入に向けて、漁業関係者等から合意が得られ、令和4年4月に、 千葉県を通じて国に情報提供し、同年9月30日に、千葉県より九十九里沖の海域が再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の整備を進める有望な区域として、国に選定されました。

このことにつきましては、執行部並びに関係各位の皆様方に敬意を表したいというふうに 思います。実現までは、まだ道のりは長く険しいと思いますが、大きな前進の一歩だと感じ ております。私自身も、このことに対し、大変うれしく思っておる次第であります。今後は、 促進区域の指定を目指すことになりますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

千葉県内では、銚子沖を皮切りに、いすみ沖、そして九十九里沖の3か所、洋上風力発電導入に向けて動き出しました。銚子沖については、促進区域に指定された以後、昨年12月に発電事業者が決定され、2028年9月に運転開始が見込まれています。

なお、この事業者については、三菱商事が選定されました。同社は、銚子市内に、本年11 月に国内35年ぶりに支店を新設するなど、脱炭素社会への移行に関連して、新産業の創設、 人が集まるコミュニティーづくりの機能を担い、自治体や企業、住民と連携し、地元ニーズ を捉えて、産業や観光などの振興を図るとのことであります。

この事業は、地域経済に大きな効果が期待できると思います。そして大変裾野が広く、実現できれば、部品製造、風車の保守管理等のメンテナンス作業などを担うほか、観光振興などにもつながるものだというふうに思います。地域の雇用や税収を含め、大きな経済効果が見込まれ、地域経済に大きな効果が期待できると思います。

そこで、お聞きいたします。

- ①の地域及び町に対し、想定されるメリットと、その効果額について。
- ②として、今後のスケジュールについて。

ということであります。

次に、4番目の町バスについてであります。

購入における進捗状況についてということで、令和4年度、今年度の予算計上してあります、町バスの購入について、現在、どのような状況になっているのか。

そこでお聞きします。①として、購入車両の内容及び納車時期及び進捗状況について、お 聞かせいただきたいと思います。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長(古川 徹君) 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 原田教光議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農業振興についての御質問にお答えいたします。

1点目の、生産資材価格高騰における農業者支援についての御質問ですが、今年に入り、 世界的な穀物需要の増加や、ウクライナ情勢、大幅な円安も含めた様々な要因により、燃油 価格や肥料を含む農業資材の物価高騰が農業経営を大きく圧迫している状況となっておりま す。このため、国、県においては、肥料価格高騰対策事業や、畜産飼料価格高騰緊急対策事 業、施設園芸省エネ転換推進事業など、農業者等に対する支援が行われております。

これらの支援に加え、本町においても、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時 交付金を活用した独自支援策として、原油価格・物価高騰対策緊急支援金事業を創設し、そ の事業費を本定例会に補正予算として上程させていただいております。

2点目の、国内資源の再活用を含め、輸入に依存しない体制づくりについての御質問ですが、国内では、肥料の原料のほとんどを輸入に頼っており、国際情勢などに伴う肥料需給の 逼迫や価格高騰は、農業経営に与える影響について強く懸念しているところです。

このような状況の中、農業経営を安定的に継続していくためには、化学肥料の使用量を削減した栽培体系への転換を進めることが重要であります。国、県により進められております肥料価格高騰対策事業は、化学肥料低減計画書の作成が支援金の交付要件となっていることから、耕畜連携による地域資源の有効活用による輸入に依存しない持続可能な農業経営の体制づくりにつながるものと考えております。

3点目の、農作物に対し、生産費を適正に価格転嫁することについての御質問ですが、農作物の販売価格につきましては、天候や市場の需給動向に左右されるところが大きく、物価高騰により上昇した生産コストを直ちに販売価格へ転嫁することが難しい状況となっております。

しかしながら、農作物を継続して生産するためには、生産費を適正に価格転嫁し、農業経営の持続性を確保することが望ましいと考えております。

次に、稲作農家経営安定対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、米の生産者価格及び生産調整の現状についての御質問ですが、山武郡市農業協同組合に確認したところ、令和4年産米の生産者価格である仮払金は、1俵当たりコシヒカリで約1万1,000円、ふさこがねで約1万円であると伺っております。

次に、生産調整の現況につきましては、令和4年産米の米価が、作付段階で昨年と同程度 となることが予想されていたことから、関係機関と連携し、飼料用米を中心とした生産調整 を推進し、主食用米からの転換を図ってきたところであります。

2点目の、飼料用米の継続的生産拡大に向けた町独自追加支援策についての御質問ですが、 国の制度であります経営所得安定対策に加え、本年度より町単独の支援策であります水田利 活用持久力向上事業補助金を新たに創設し、米価に左右されない安定した収入が見込まれる 飼料用米の継続した出荷と、生産拡大に向けた支援を行ったところでございます。

次に、洋上風力発電についての御質問にお答えいたします。

1点目の、地域及び町に対し、想定されるメリットとその効果額についての御質問ですが、 洋上風力発電事業は、事業規模が数千億円、風車を構成する機器や部品点数が数万点と多い ため、関連産業への経済効果が大きく、その経済効果や雇用効果が見込まれます。また、町 には固定資産税等の税収などの効果があるものと考えられます。

2点目の今後のスケジュールについての御質問ですが、本年4月27日に千葉県より国に対し情報提供され、9月30日に促進区域の候補となる有望な区域として選定されたところであります。

今後のスケジュールといたしましては、国や千葉県の主導により協議会が設置され、促進 区域の指定に関する事項として事業者公募から洋上風力発電設備の撤去等も含めた発電事業 終了までの全過程について協議が行われ、適合性評価などを踏まえ促進区域の指定案が提出 されることとなります。

その後、経済産業省及び国土交通省により促進区域の指定案の公告、縦覧が行われ、また、 関係行政機関等の長との協議などを経て、促進区域が指定され、公募により事業者選定と進 んでいくこととなります。

次に、町バスについての御質問にお答えいたします。

購入車両の内容、納車及び進捗状況についての御質問ですが、購入車両の内容につきまし

ては、現行の町有バスと同程度の42人乗り中型バスを見込んでおります。

納車及び進捗状況につきましては、中型バス等のエンジン製造、販売業者によるエンジン 認証不正問題の影響から、現時点において、中型バスの発注先がないという状況にあります。 また、標準的な納期として6か月を要すると伺っており、年度内での納車は見込めないこ とから、次年度以降の購入を予定しております。

以上で、原田教光議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) 1番目の農業振興について、2点ほど再質問をさせていただきます。 1点目は、原油価格・物価高騰対策における町単独支援金の内容及び算出基準についてお 伺いしたいと思います。

2点目は、町単独支援金は、近隣自治体の支援金との比較はどうかと、この2点について お伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- **○産業振興課長(篠崎 肇君)** お答えさせていただきます。

初めに、原油価格・物価高騰対策緊急支援金の支援内容と算出根拠についてでございます。 原油価格・物価高騰対策支援金につきましては、本定例会に上程しておりますことから、 補正予算であり、まだ予定についての価格となりますが、農業収入額に応じて階層分けを行っており、1万円から20万円の支援金額を設定しております。

算出根拠につきましては、作付品目により経費が異なることから、経営体の一番多い水稲 生産により積算することとし、農林水産省が公表しております水稲生産費を使用して10 a 当 たりの肥料費の試算を行い、本町の水稲経営体の平均経営面積を乗じた金額を中間層の支給 額として、各階層の支給額を積算しております。

続きまして、近隣市町との比較についてでございますが、支援金の交付を予定している市町村を含めまして近隣市町の状況を見ますと、階層区分に市町により差がありますが、支援額につきましては、東金市とほぼ同額となっております。大網白里市、山武市につきましては、当町より低い金額を設定している状態でございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- **○3番(原田教光君)** 次に、この関連質問でございますけれども、支援金の周知方法及び今

後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- **○産業振興課長(篠崎 肇君)** お答えさせていただきます。

まず、周知方法でございますが、補正予算成立後、農家組合による各戸配布、あるいは広報、ホームページを活用した周知を図ってまいりたいと考えております。

時期につきましては、1月下旬から支援金の申請受付を開始する予定となっております。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) 先ほど申したとおり、現在、各種農家の経営は資材価格が上昇し、厳しい状況にあります。生産現場が求めているのは、迅速かつ実効性のある対策であります。瀬戸際にある農業経営に、直接届く施策でなければ意味がありません。今後も、生産資材高騰は、背景から見て長期化が予想されています。町としても、次年度以降についても、迅速かつ実効性のある取組を期待させていただきます。

なお、生産費を適正に価格転嫁についてでありますけれども、将来にわたる経営継続には、 生産費を考慮した農産物価格の実現、そして再生可能な農産物価格による安定的な供給が目 指すべき方向ではないかというふうに思います。

そこで、先ほど町長答弁にもありましたとおり、生産費を適正に価格転嫁されるよう、執 行部の皆様方におかれましては、その持ち場、立場に置かれまして、今後も各場面において、 このことを主張していただきたいというふうに思います。

1番の件は以上でございます。

すみません。いいですか、続けて……。

- 〇議 長(古川 徹君) いいですよ。
- ○3番(原田教光君) 続いて、2番の、稲作農家経営安定対策について、3点再質問をさせていただきます。
 - 1点目は、生産調整の実績の内訳及び令和3年度対比ではどうだったのか。
 - 2点目は、国の政策である需給に応じた主食用米の生産に基づき、千葉県農業再生協議会から九十九里町全体の主食用米面積の配分である適正生産量について、その結果はどうであったのか。

3点目は、飼料用米の継続的生産拡大に向けた町単独追加支援策について、本年度より単独の支援であります水田利活用自給力向上事業補助金を創設いただきましたけれども、この内容が、近隣自治体と大きな支援金の格差が生じております。

本年度の補助金をさらに増額を希望したいと考えますが、このことについて、どのように お考えか伺いたいと思います。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(午後 2時26分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時27分)

O議 長(古川 **徹君**) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 肇君) それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目の生産目安に対する生産実績についてでございます。

令和4年度産米において千葉県農業再生協議会から示された主食用米の生産目安面積419.8haに対しまして、作付面積は396.9haとなっており、作付率は94.5%となっております。

2点目は、飼料用米の昨年と対して比率ということでよろしいでしょうか。

2点目でございます。まず加工用米が0.18 h a 減少し3.8 h a 、飼料用米が31.9 h a 増加の94.5 h a 、合計98.3 h a 、対前年比148%となっております。

あと、町独自支援の金額というところで最後よろしいでしょうか。

町独自支援であります水田利活用持久力向上事業補助金のうち、飼料用米の補助単価につきましては、郡内では下位にあることと認識しております。

こちらにつきましては、今後見直しに向けて検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) 国は、飼料用米などに転換しても、生産者が所得を確保できるようにと、そういうために助成措置を実施していますが、令和4年、今年度から、飼料用米への支援が一部縮小をされました。この理由についてお伺いしたいと思います。
- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- ○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

経営所得安定対策における産地交付金のことについてかと思いますが、令和4年度より、 国の制度である経営所得安定対策のうち、産地交付金において飼料用米の複数年契約加算分 のうち、既存契約分の交付単価が50%減額され、10 a 当たり6,000円となってございます。

また、新規契約分につきましては、対象外とする見直しが行われております。

農林水産省の資料によりますと、飼料用米における複数年契約の取組率が9割に達したことから、複数年契約の効果が薄れてきていることが見直しの理由とされているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) 飼料用米は、3年間の複数年契約という助成措置がありますが、契約中にもかかわらず、助成措置が半額に減額されました。生産者は、その間、契約解除できません。契約数量の出荷ができなければ、違約金が発生するというような状況であります。

当町の稲作農家の皆さんは、国の政策である需給に応じた主食用米の適正生産量を、先ほどの回答でも守られております。

今後も、農業経営の安定と生産意欲の向上につながるよう、飼料用米の継続的生産拡大に向けて、町独自の支援金が近隣自治体と格差が生じないように改善し、増額を強く希望します。

次に、3番目の洋上風力発電について、2点ほど再質問をさせていただきます。

想定されるメリットと、その効果額についてということで、冒頭お話もさせていただきま したけれども、県内銚子沖の洋上風力発電を基準として具体的に説明をいただきたい。特に 固定資産税についてはどうかと。

2点目、九十九里町住民世帯が約7,000世帯ということであります。これは尺度の話ですけれども、この7,000世帯の電気量を賄うためには、この想定される風車が何基ぐらい必要になるのかなということ、この2点をお伺いしたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- **○産業振興課長(篠崎 肇君)** お答えさせていただきます。

まず最初の質問でございます。固定資産税についてでございます。

洋上風力発電の風車の場合に、1 KW当たりの建設費がおよそ50 万円とされております。 仮に銚子沖で予定されております12 MWの風車に当てはめますと、12 MWは1 万2,000 KW となりますので、1 万2,000 KW掛ける50 万円で 1 基当たり 60 億円の建設費となります。そ

こから計算してまいりますと、仮に12MWの風車の取得額をただいま申しましたとおり60億円としますと、設置期間を20年間で試算した場合に、1基当たり20年間で見込まれる固定資産税額は約5億円になると思われます。

続きまして、何基必要になるかというところでございますが、こちらも当町ではまだ未定でございます。銚子沖の状況を見ますと、銚子で計画されておりますのは、12.6MWの風車が31基、390MW分の発電量となってございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) ただいまの再質問の問いが悪かったのかもしれませんけれども、この 風車1基で、風車1つで九十九里町の住民世帯約7,000世帯、これを賄うには何基ぐらい必 要なのかなという、一つの尺度の問題なんですけれども、もし分かれば教えてください。
- 〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(午後 2時34分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 **肇君**) 答弁漏れがあり、大変失礼いたしました。

どのくらいの世帯数、何基で九十九里町がカバーできるかというところでございます。

稼働状況により発電量が変わってくるところでありますが、調べてみますと、1 MW当たりの発電量でカバーできる一般家庭の世帯数が約660世帯という数字がございます。銚子沖で計算しております1 基当たり12 MWの風車に当てはめますと、およそ7,900世帯をカバーできることとなります。となりますので、12 MWの風車1 基で、九十九里町全体がカバーできるという計算になります。失礼いたしました。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) ありがとうございました。

この事業は、漁業関係者の理解と協力はもちろんでありますが、地域住民の理解も不可欠

であります。

この洋上風力発電事業は九十九里町の地の利を生かした事業であり、このことは千載一遇のチャンスであるというふうに思います。ぜひ実現に向けて、今後も努力していただきたいというふうに思います。

続いて、4番の町バスについて、1点再質問させていただきます。

進捗状況については、理解ができました。現町バスは、老朽化によりまして、安全性を重視しての更新を計画していただきましたが、現在のところ納車の見通しが立たないと、長期間かかるということであります。

その期間の車両の使用はどのように考えているか、お伺いいたします。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) それでは、お答えをさせていただきます。

バスが購入されるまでの間ということでございますが、現在の町有バスが走行できない状態ではありませんので、納車に至るまでは、整備等を行いながら、安全に運行をしてまいりたいと考えております。

なお、町有バスを使用する方につきましては、町有バス使用に関する規則第2条で制限されておりますので、走行不能となった場合は、速やかに連絡をし、運行を中止させていただく場合もありますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) 納車までの長い期間を利用しまして、町バスの外装のデザインについて検討されたらどうかというふうに思います。まず、町側から、三通り程度の町の魅力をPRしたデザインを作成していただき、ホームページ等を利用していただき、町内外から、投票により決定されたらどうかというふうに思います。

このことによりまして、購入を決定している町バスへの期待もさらに高まることと思います。その辺について考え方を教えていただければと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) ただいま町有バスのデザインということでの御質問だと思います。 町有バスのデザインにつきましては、バス全体の塗装色、それからデザインによる塗装色 により価格が変動するため、参考見積書を提出していただいた際には、バス本体の塗装色や デザイン的な塗装色を選択させていただいております。

また、町有バスは公用車扱いとなりますので、予算の範囲内で華美なデザインとならないよう、幾つかのパターンを思案し、その中より使用者等に選択していただくという方法もありますので、購入の際には検討してまいります。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 3番、原田教光君。
- ○3番(原田教光君) ありがとうございます。

町バスの走行の安全性を重視して、約30年ぶりの更新であります。購入に際し、話題性を 持たせる意味からも、多くの人の参加をいただき、早々に納車ができますよう、よろしくお 願いいたします。

私からの質問は以上でございます。ありがとうございました。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は2時50分です。

(午後 2時40分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時49分)

〇議 長(古川 徹君) 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

(13番 谷川優子君 登壇)

〇13番(谷川優子君) 谷川です。

令和4年12月定例議会の一般質問を行います。

さきに通告いたしました、子供たちが安心して遊べる公園設置についてお伺いいたします。 九十九里町の第5次総合計画では、2021年から2030年までの基本構想であり、九十九里町 の10年後の将来像だと書かれてありました。将来を担う子供たちは、遊びの中で友情を育み、 多くのことを学び育つと言われています。

公園設置についてお伺いいたします。

総合計画の中で、子供たちにとって身近に遊ぶことができる公園設置などの計画はどのようになっているのでしょうか。

2番目、子供たちや高齢者など、住民が利用しやすい公園の数はどのくらいあるのでしょうか。

3番目、都市公園法施行令第2条では、地方公共団体が設置する都市公園の配置や規模、 基準が定められていると思いますが、九十九里町の公園配置基準はどのように決められているのでしょうか。

4番目、第5次総合計画の中で、子供を産み育てやすい環境づくりの要望が30代で48.6% と高くなっています。こうした住民の声がまちづくりにどのように反映されているのかお答 えください。

2番目、安心安全な学校給食についてお伺いします。

2021年に、認定NPO法人キッズドアが行った子育て困窮世帯緊急アンケートによると、新型コロナ感染症流行前に比べて収入が減った世帯は7割、今も収入が減ったままという世帯は5割に上っています。昨年、内閣府が行った子供貧困調査の分析では、過去1年間に必要な食料が買えなかった経験は全体の11.3%であり、母子世帯では32.1%となっています。コロナ禍の今だからこそ、行政の支援が本当に必要とされているのではないでしょうか、お伺いします。

学校給食の完全無償化についてお伺いいたします。

憲法第26条では、義務教育は無償となっています。義務教育は無償に基づいた給食の完全無償化について、行政の答弁を求めます。

2番目、学校給食は、教育の一環であり、食育であると思いますけれども、食育に対する 行政の認識、教育長の認識を求めたいと思います。

3番目、コロナ禍で減収した世帯が7割、また、今も減収したままの世帯が5割、そのうちの3割の母子家庭が過去1年間で必要な食料が買えなかった、こういった経験があります。コロナ禍で家計が逼迫している今、町として直接的な支援が必要とされていると思います。第3子以降の給食費の無償化が決まりましたけれども、それだけではなく、緊急的目的で給食費の完全無償化の支援が必要ではないでしょうか、行政の答弁を求めます。

4番目、給食に対する食材の安全についてお伺いします。安全は図られているのでしょうか。

5番目、今、有機野菜・有機米使用について、近隣の自治体でも研究され、使われています。この食材について、町の考えをお聞かせください。

6番目、地元産の地産地消について、どのぐらい使われているのでしょうか。お答えくだ

さい。

次に、空き地の雑草管理、空き地の雑草、枯れ草除去について、行政の対応をお伺いします。

人口減少の中、空き家、空き地の管理について、多くの苦情や相談が出されていると思います。環境の影響で、ごみ等の不法投棄、火災の発生の誘発、あるいは防災や防犯などの問題が考えられますが、近隣の住民にとって、枯れ草の放火が火災の原因になることを大変心配されています。住民の生命、財産を守るのは、行政の仕事ではないでしょうか。お伺いします。

1点目、九十九里町の火災の発生数をお答えください。

2点目、また住民からの相談件数は年間どのくらい寄せられているのでしょうか、お答えください。

3番目、雑草除去指導通知の発送件数はどのくらい出されているのか。

そして、4番目は、指導通知発送後の職員の対応をお聞かせください。

再質問は自席で行います。

○議 長(古川 徹君) 谷川優子議員の質問に対する、町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 谷川優子議員の質問にお答えいたします。

なお、安全安心な学校給食についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、 よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、公園設置についての御質問にお答えいたします。

1点目の第5次総合計画の公園設置の計画はあるのかとの御質問ですが、第5次総合計画において、新たな公園の設置計画はございません。しかしながら、公園は子供から高齢者まで幅広く利用でき、住みよいまちづくりを目指す上で、成功するための重要な要因の一つであると考えております。

そのようなことから、第5次総合計画においては、安全・安心に快適に暮らすまちづくりに位置づけ、誰もが快適に利用できる公園であり続けるよう、現在使用している公園の維持管理の充実を図ることとしております。

2点目の現在使用している公園数はとの御質問ですが、町が設置し管理をする公園としま しては、公園施設の設置及び管理に関する条例に基づく公園が4施設のほか、伊能忠敬記念 公園や都市公園法に基づく公園として真亀川総合公園、さらに地域の方々のみならず、来遊客も遊べる場所として、いわしの交流センターに隣接した九十九里町ちびっこ広場などがございます。

3点目の都市公園法に定められた規模と配置基準はとの御質問ですが、都市公園法には、都市公園を整備しなければならないという規定はないものの、都市公園を整備する際に用いられる基準が規定されております。その中でも、比較的規模の小さい住区基幹公園に位置づけられている街区公園、近隣公園、地区公園などがあり、利用者の区域に合わせた必要規模の整備面積などが示されております。

なお、真亀川総合公園につきましては、都市基幹公園の総合公園に位置づけられており、 この基準により整備しております。

4点目の第5次総合計画で示されている住民アンケートがどのように生かされているのかとの御質問ですが、総合計画は、長期的に見た町の将来像、将来あるべき姿を示す町の根幹となる計画でありますので、第5次総合計画を策定するに当たり、日常生活の満足度や行政ニーズなどについて、今後の町政運営に反映させるため、住民アンケート調査を行いました。このアンケート調査によって、町の課題やニーズを重要度と満足度に整理し、考察を加えた中で、総合計画に反映しております。

次に、空き地の雑草管理についての御質問にお答えいたします。

1点目の令和3年度の火災発生件数はとの御質問ですが、空き地の雑草管理に係る御質問ですので、枯れ草火災の件数について回答させていただきます。

令和3年度中には、3件の枯れ草火災が発生しており、その原因につきましては、屋外焼却行為の不注意による延焼となっております。

2点目の近隣住民からの雑草の相談件数は、及び3点目の雑草除去指導通知の件数はとの 御質問につきましては、雑草の除去相談に関連する御質問ですので、一括でお答えさせてい ただきます。

前年度の雑草繁茂に起因する住民からの相談件数は72件であり、その全ての案件に対し、 空き地の適正管理を依頼する文書を通知しております。

4点目の指導通知後の職員の対応はとの御質問ですが、空き地の適正管理を依頼する文書の発送後おおよそ1か月程度経過した後、現地の再確認を行っております。この際に、現地の対応が図られていない場合は、再度、依頼文書を送付させていただいております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお

願いします。

〇議 長(古川 徹君) 教育長、藤代賢司君。

(教育長 藤代賢司君 登壇)

○教育長(藤代賢司君) 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは、安全安心な学校給食についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校給食の完全無償化についての御質問ですが、県では、子供が多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、市町村が行う学校給食費無償化事業に対する補助制度を創設したところでございます。

これを受け、本町といたしましても、県と歩調を合わせ、第3子以降の学校給食費を無償 化し、令和5年1月から開始したいと考えております。

2点目の給食は教育(食育)として考えるべきではないかの御質問ですが、給食は、学校 給食法に規定されているとおり、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るこ とを目的としているものと認識しております。

3点目のコロナ禍で家計が逼迫している家庭への支援が必要ではないかの御質問ですが、 7月専決で補正させていただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用し、学校給食の保護者負担の軽減を図ら せていただいたところです。

4点目の給食に使われる食材の安全は図られているのかの御質問ですが、食材の購入につきましては、給食用物資納入適格者より購入することとなっており、2年に一度、食品衛生監視票や食品営業許可証などにより、納入業者として適格であるかの確認を行っており、安全性を担保しております。

5点目の有機野菜・有機米の使用についての御質問ですが、給食用食材の見積書を依頼する際に、有機野菜・有機米に限定すると、単価が上がり、さらに献立に必要な品目・数量の確保も難しい状況です。また、山武郡市内からの調達もできない状況です。

こうしたことから、学校給食を継続的に提供することが困難となることが想定されますので、現段階では、有機野菜・有機米の使用は難しいものと考えております。

6点目の地元産の食材使用率はの御質問ですが、農産物ごとの出荷時期や献立によって異なりますが、平均すると、九十九里町産は約10%、千葉県産は約50%となります。

なお、11月に実施いたしました「千産千消デー」の献立では、九十九里町産は約23%、千葉県産ですと約91%でした。

今後も、可能な限り、地元産の食材の活用に取り組んでまいります。 以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- **〇13番(谷川優子君)** 13番、谷川です。

各1つずつ、再質問をさせていただきます。

まず、公園設置についてなんですけれども、総合計画の中に、行政が行った人口動態住民アンケートを見ても、子供を産み育てやすい環境づくり、全体で32.9%となっていました。特に年代別では20代で60%、それで30代で48.6%となって、30代では1位と。子供を産み育てやすい環境に関心が最も高いということがこの数字で分かると思うんですけれども、そういう中で、街区内公園、先ほど公園でも都市公園法でもいろいろな種類があるというような回答だったと思うんですけれども、この街区内公園など行きやすい公園ということで、私は必要ではないかと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- **○企画財政課長(作田延保君)** 総合計画ということでございますので、私のほうからお答え させていただきます。

まず、子供を産み育てやすい環境づくりにつきましては、町の目指すべき将来像といたしまして、住民の皆様に御意見を求めまして、その中で、子育ての支援の充実、母子の健康づくりの支援、教育・保育環境の充実など、主にソフト面の充実を図っていくということを中心といたしまして、総合計画第2章の健やかに生き生きと暮らすまちづくり、これに取りまとめたものでございます。

なお、公園の整備につきましては、第3章の安全・安心に快適に暮らすまちづくりに整理 いたしまして、現在ある公園に修繕などを加えながら、快適に利用できるよう維持管理する こととしてございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- **〇13番(谷川優子君)** やはり子供たちを産み育てやすい環境づくりというところで、やはり身近なそういった公園が私は必要だと思うんです。

それで、引き続き、先ほどの現在使用している公園数はということに質問を移させていた だきますけれども、町が条例によって管理している公園が4施設、それ以外の都市公園法に 基づく公園が3施設というお答えをいただいたんですけれども、これは、例えば真亀川総合 公園、場所的にね、それから、伊能忠敬、これは文化財的な公園だと思うんです。それと、海に、いわゆるいわしの交流センター、海の駅にあるそういった公園のことをおっしゃっているんだと思うんですけれども、いずれにしても、地理的に身近な公園とは私は言えないと思うんです。そういったところで、どうなんでしょうか。身近な公園、都市公園法の中にも、地域公園だとかそういった街区内公園というのがあると思うんですけれども、どうなんでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 社会福祉課長、羽斗伸一君。
- **〇社会福祉課長(羽斗伸一君)** 私のほうから、子育て支援の立場として御回答させていただきます。

現在、町が設置し使用している公園といたしましては、都市公園法に基づく公園といたしまして、不動堂岡に設置しております真亀川総合公園、このほか条例により設置している公園が6か所ございます。

いずれの公園につきましても、適正に機能しているというふうに考えてございますが、このうち、子供たちが安心して走り回れるようなスペースを有する公園、こちらにつきましては、真亀川総合公園、真亀新田にあります真亀ふれあい公園、小関岡にあります伊能忠敬記念公園、小関内にありますちびっこ広場の4か所というふうに感じております。

私からは以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 3番目の都市公園法で定められた基準と規模と配置基準、これを見ますと、再質問なんですけれども、都市公園法の第2条では、公共団体が都市公園を設置する場合、特質に応じて市町村や都道府県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ防火、避難等の火災の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定める。この中で、街区内に住居する人たちが、住民が利用することを目的とした都市公園、あるいは街区内に居住する人たちが容易に利用できる公園というふうに定められていると思うんですけれども、真亀川総合公園、あるいは伊能忠敬公園、町の分布で見ると、外側だと思うんです。一番その九十九里町の中心として、みんなが自転車や何かで行きやすい公園だとはちょっと考えにくいんですけれども、そういった公園が、この中で都市公園法の中で、規模と配置基準というところでなっていると思うんですけれども、それはそういったことは考えられないんでしょうか。

要するに、みんなが行きやすい公園、利用しやすい公園、誰でも、そういったことを考え

たときに、今ある公園が本当に行きやすい、誰でも子供が自転車に乗って行かれるという公園ではないと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

- **〇議 長(古川 徹君)** まちづくり課長、山口義則君。
- **〇まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、町長答弁にもありましたとおり、町においては新たな都市公園を整備する計画はないところでございます。都市公園法に規定されている基準につきましては、町長からも答弁ありましたとおり、都市公園を新たに整備する計画がある場合に、この整備規模等、公園利用の対象となる住居エリアを示したものであり、この基準に従い整備しなければならないものでないことを御理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) いや、その大事なことはそういうことじゃなくて、住民がみんな子供たちが安心して行かれる公園ということが最低の基準だと私は思うんですけれども、そういった、今ある確かに真亀川総合公園や何かを修理しながら使うという、そういった回答だったと思うんですけれども、もっとやっぱり子供たちが身近に遊べるが公園を望んでいると思うんですけれども、そういった、例えばお母さん方からそういった要望があっても、それはその要望に対して、対応は町としてどのようにするんですか。
- 〇議 長(古川 徹君) 社会福祉課長、羽斗伸一君。
- **〇社会福祉課長(羽斗伸一君)** 私のほうからお答えをさせていただきます。

子育て環境の充実という部分で、議員の御質問だと思います。子供が安全に遊べる空間の整備は、子育て支援の環境を充実するという観点からは必要であるというふうに考えております。一方、公園としてこれを整備するということにつきましては、先ほど来御質問にありますとおり、都市公園の基準等があり、ハードルが少し高いのかなというふうに感じております。

新たに整備するという形にとらわれず、現存の資源を最大限に活用しながら、子供が安全に遊べる空間を確保できるよう、関係部署と協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) もうこれ以上、再々質問になるので、これ以上は質問できないんで

すけれども、ただ、やっぱりお母さん方が子供を育てやすい、子供を育む、安心して育てる 環境をということを望んでいるわけで、身近な行きやすい、誰でも行きやすい公園というと ころで、ぜひ町のほうも考えていただきたいと思います。

次に、安心安全、学校給食について、再質問をいたします。

学校給食の無償化なんですけれども、文科省が2017年に給食費の無償化した自治体を調査した時点では、小・中学校共に無償化を実施している自治体は、全体の4.4%、76自治体だったんです。そのうち71自治体が町や村で比較的1万規模の小さな自治体から発祥してやっていると。その後、子育て支援やコロナ禍による家計負担軽減を目的に、人口の多い自治体に広がった。第3子以降の無償化ではなく、少子化の今だからこそ給食の完全無償化をするべきではないかと思うんです。もう一度、無償化についてお答えいただきたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。
- ○教育委員会事務局長(小森克彦君) 全員協議会の際でも御説明させていただいたところなんですけれども、令和4年度ベースで、1年間、無償化等の試算をしたところなんですが、第3子以降を無償化にした場合の町の負担は約330万円です。第2子以降では約1,770万円になります。第1子以降では約3,500万円と大幅に町の負担が増えることになります。

教育委員会といたしましては、教育費において、将来への投資として、今後想定されている小学校の統合にかかる建設経費や経常経費の見通し、さらには物価高騰等による経常経費の上昇の見通しがある程度見定められる状況になってから、給食費無償化の拡大については、調査研究してまいりたいと考えております。

こうしたことから、現段階では、県と同様に第3子以降を対象に無償化を行いたいと考え ております。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- **〇13番(谷川優子君)** 近隣自治体でも完全無償化している自治体は幾つもあります。

今、保護者が負担する学校給食の年平均、公立小学校で4万7,000円かな、公立中学校で約5万4,000円という、やはり保護者にとって、今、大変重い負担になっています。2022年7月29日の文部科学省の調査では、臨時交付金を活用して、保護者負担軽減のために、1,491自治体で、つまり83.2%がそういった臨時交付金を、コロナに関しての臨時交付金を使って無償化をしたり、あるいはもっと軽減を図っていると。

九十九里町も財政調整基金にかなり今回積み増しできたと思うんです。例えば、完全無償

化するのに3,500万。でも、年間で3,500万、3億5,000万ですよね、10年間無償化にしても。 今、そういったことが保護者の負担軽減のために、そういったことを考えるべきじゃないか と思いますけれども、もう一度お答えお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。
- ○教育委員会事務局長(小森克彦君) お答えいたします。

給食費の無償化なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、今後想定されている支 出のほうがある程度見込みが立たないと、なかなか難しい面もあろうかと思います。今後に つきましては、そういった状況を見据えながら、対応のほうを検討してまいりたいと思いま す。

教育委員会といたしましては、事業の必要性、有効性、緊急性等を検証いたしまして、各種事業の中での優先度を考慮し、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 先ほど、給食は教育、食育だと考えるべきじゃないかという答えに対して、教育長もそのようにお答えいただいたと思うんです。つまり、これ、義務教育は無償というのが原則だということを忘れないでください。建物を建てるために、そういった今緊急に、何よりも緊急というのは、将来学校を建てるためのお金じゃなくて、現在、困っている保護者をどうやって子供たちを含んで助けるかというのが行政の仕事だと思います。食育の一環としての認識の回答を先ほどいただいたんですけれども、大変残念な回答をいただきました、今、教育委員会のほうから。憲法26条に基づいた義務教育は無償になっている、これ、もう一度考えていただきたいと思います。

あと、コロナ禍で逼迫している家庭の支援について、再質問をさせていただきます。

コロナ禍の中で、コロナ感染症前と比べてその収入が減った世帯に対して、また特別、町として、給食含めて、臨時交付金を活用して、町独自の給食の補助を行うような自治体もありますけれども、どうでしょうか、町長。九十九里町はそういったあれはやらないんでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。
- ○教育委員会事務局長(小森克彦君) お答えいたします。

先ほど、教育長答弁でもございましたけれども、4月専決の補正におきまして、物価高騰 等の食材料費の影響が出たことから、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食 が提供できるよう、賄い材料費を増額させていただいたものでございます。これによりまして、給食費要請を受けまして、保護者の方の負担の軽減が図られたものと考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 次に、給食に使われる食材の安全について再質問を行います。

食材の安全について、学校給食では栄養基準を定めているわけですが、文部科学省の学校 給食実施基準では、給食の食事内容の充実を今求めていて、とりわけ、地場産物や郷土に伝 わる料理をおいしいと言って食べる、そういった教育。背景には、産直の地場産、地産地消 の取組があると、文部科学省の中でも学校給食実施基準ではそのようになっています。

国の第3次食育推進基本計画では、学校給食の地場産品の使用割合を30%以上、それから 国産食材の使用割合を80%以上という目標を掲げているんですけれども、九十九里町のこの 食の安全というところではどうなんでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。
- ○教育委員会事務局長(小森克彦君) お答えいたします。

千葉県では、旬の食材が豊富に出回ってきます11月を食育月間というふうに位置づけております。学校給食におきまして、地場産物の活用や郷土料理などの地域の食文化への理解を促進するために、「千産千消デー」を設定しているところでございます。

本町といたしましては、年1回ではなくて年2回、県では11月1回を目標としているんですけれども、本町といたしましては、現在6月と11月、年2回、「千産千消デー」を設けまして、献立を作っているところでございます。学校給食に地場産物を使用することの重要性に鑑み、「千産千消デー」を設定し、地場産物を活用した学校給食を提供するとともに、これを生かした食育の推進を図っていきたいと思っております。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 次、5番目の有機野菜・有機米の使用について、再質問させていただきます。

先ほど、教育長より、有機米・有機野菜の適用は難しい、困難だというような回答をいただきましたが、例えば、いすみ市では、市長を先頭に有機米、あるいは有機米農業と学校給食へ取り入れた政策が今行われています。その中身を見ますと、生物多様性を確保できる環境保全型の農業を活性化と、2013年から有機稲作の取組を決断されているようです。大分こ

の有機米・有機野菜の栽培は大変御苦労されているようです。ただ、やはり市民が安全な米を子供たちにと、市民のほうから立ち上がってくれたことで、無農薬農業に転換できたと、このような説明が話がありました。18年から有機野菜栽培にも着手している。いすみ市では、増収の展望が見えつつある農業が元気になって、これこそ地方創生だと、報道の中にもそういったことがありました。

やっぱりいすみ市でも行われている学校給食の安全への取組の研究、あるいは九十九里町の農業活性化等、また子供たちへの食の安全を取り組んでほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(午後 3時29分)

O議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時31分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

教育委員会事務局長、小森克彦君。

○教育委員会事務局長(小森克彦君) お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、いすみ市等では、地元農家の方の協力等もありまして、学校給食に有機米・有機野菜のほうを取り入れているとお聞きしております。山武郡内におきましては、山武市以外で農事組合法人というところが、一部有機野菜等を生産していて、山武市のほうで、一部給食のほうに取り入れているという話は聞いております。ただし、年間を通しての給食への食材提供は難しいということで、あと単価の問題等ありまして、継続的に購入するのはやはり難しい状況と伺っております。

そうしたことから、教育長答弁でもありましたけれども、献立に必要な品目、数量の確保が難しい状況ということで、安全で安心な学校給食を継続的に提供するためには、もうしばらく時間がかかるかと思われます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) いや、それが取り組む町として、これは町長の姿勢だと思うんです

けれども、やっぱり町として子供に有機野菜・有機米、安全な食を提供するというそういった立場に立てるかと、そういったことを私は質問しているわけです。

町長に要望したいのは、世界規模のコロナ禍と地球温暖化によって、干ばつや豪雨災害などの気候変動が世界的に作物の適地を変えるなど、農業にも大きな影響を与えていると。日本の食料の食の自給率は、国民の基礎代謝すら補えない37%まで現在落ち込んでいると。日本政府は、TPPやFTA、自由貿易協定を進めて、農産物輸入をさらに拡大して、このままでは食の自給率が今後14%まで下がるだろうと指摘されている。子供たちの食の安心・安全を守るためにも、ぜひ町長も国に声を上げていただきたいと思います。これは要望です。

令和3年の火災発生件数が3件だと、これは分かりました。ただ、やっぱり住民の生命、 財産を守るのは行政の仕事だと思うんです。この立場に立って、次の質問、再質問を行いま す。

最後に、空き地の雑草管理、空き地、枯れ草除去について再質問を行います。

住民からの相談件数72件、これはかなり数が多いと思うんですけれども、他市町村と比べてどうでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今現在、他市町村のデータは持っていないところでございますので、答弁は控えさせてい ただきます。

ただし、以前調査した段階では、ほぼ同等の数値だというふうに認識しております。 以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 九十九里町の環境美化条例の中で、雑草除去を、いろいろ通知、除去指導通知や何かを出していると思うんですけれども、消防法や何かを読みますと、火災予防上で危険と認められるときは、所有者や管理者に対して物件を除去するといった措置を取ることになっていると思うんですけれども、除去指導通知を出すときに、除去指導通知の中に、そういった火災が起きたときにはというそういった文面があるのかどうなのか、お答えください。
- ○議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(午後 3時36分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時36分)

- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

冒頭で消防法というお話がありましたが、消防法での回答になると私のほうから答弁できませんので、あくまでも美化条例を基にした内容で御答弁させていただきます。

空き地の適正管理に関する対応につきましては、火災発生の危惧にかかわらず、空き地の 適正管理が実施されていないと認められる場合に、空き地の適正管理を所有者等の方にお願 いしております。送付する通知文書には、現在、地権者の責務として土地の適正管理をお願 いする内容となっておりますが、雑草の繁茂による人の健康被害のおそれや火災発生のおそ れがあることを明記することは可能と考えております。今後、より明確な内容となるよう、 送付文書の見直しを行いまして対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) そうすると、除去指導通知の中に火災発生に関しての文面は、現在はないと。あるんですか、ないんですか。
- **〇議 長(古川 徹君)** まちづくり課長、山口義則君。
- **○まちづくり課長(山口義則君)** 現在の送付文書の内容につきましては、あくまでも土地の 適正管理をお願いする内容となっています。特段、火災の予防等の内容を記載しておりませ んので、今後その辺の内容について、別途記載して通知することが可能だということで、先 ほど答弁させていただきました。

以上です。

- ○議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。 まとめですね。3回終わっていますので。
- ○13番(谷川優子君) いや、4の2の1か月後に現地を見に行くということが回答をさっきされたので、現地を確認に行っているようですけれども、通知に対して対応する所有者はどのくらいいるのか、最後にこの質問をいたします。
- 〇議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長(山口義則君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の雑草に関する実績となりますが、文書発送後、おおよそ1か月後に再度現地を確認した状況では、72件中41件が対応の確認が取れており、実際に実施していただいた割合といたしましては約57%が改善されているところでございます。

答弁は以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) じゃ、締めさせていただきます。

やはり住民は、環境美化も確かに、環境、ごみだとか虫だとかそれもすごく住民は気にしていると思いますけれども、何よりも火災、枯れ草火災を心配して、類焼ね、だからそこをやっぱり除去指導通知に、そこが環境美化の中できちっと入っていないと、もらった人の、所有者のインパクトっていうかそういうのがすごく大事だと思いますので、そういったことも、研究しながら、除去指導通知のほうよろしくお願いします。

終わります。

◎散会の宣告

○議 長(古川 徹君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

12月5日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時40分

令和4年第4回九十九里町議会定例会会議録(第2号)

令和4年12月5日(月曜日)

令和4年第4回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和4年12月5日(月)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員 (14名)

	1番	西	村	み	ほ	君	2	番	小	Ш	浩	安	君
	3番	原	田	教	光	君	4	.番	鑓	田	貴	俊	君
	5番	中	村	義	則	君	6	番	古	Ш		徹	君
	7番	浅	岡		厚	君	8	番	荒	木	かす	ーみ	君
	9番	内	Щ	菊	敏	君	1 0)番	善	塔	道	代	君
1	1番	細	田	_	男	君	1 2	2番	佐久	、間	_	夫	君
1	3番	谷	Ш	優	子	君	1 4	. 番	古	Ш		明	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大	矢	吉	明	君	副町長	鈴	木	浩	光	君
教 育	長	藤	代	賢	司	君	総務課長	篠	﨑	英	行	君
企画財政	課長	作	田	延	保	君	税務課長	中	村	吉	徳	君
住民記	果 長	鵜	澤	康	子	君	健康福祉課長	鑓	田	貴	賜	君
社会福祉	:課長	羽	斗	伸	_	君	産業振興課長	篠	崎		肇	君
まちづ 課	くり 長	Щ	П	義	則	君	会計管理者	吉	田	洋	_	君
ガス調	果 長	JII	島	常	嗣	君	教育委員会事務局長	小	森	克	彦	君
教育委事務局	員 会 主 幹	足	<u> </u>	康	幸	君	農業委員会事務局長	戸	村	惠	子	君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

◎開議の宣告

開議 午前 9時30分

O議 長(古川 徹君) ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長(古川 徹君) 本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長(古川 徹君) 日程第1、12月2日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、4番、鑓田貴俊君。

(4番 鑓田貴俊君 登壇)

○4番(鑓田貴俊君) 4番、鑓田です。おはようございます。

議長の御承認をいただきましたので、令和4年第4回定例会における一般質問を行います。 今回の質問は、高齢者等の見守りがテーマですが、本題に入る前に、それらの質問をする に至ったきっかけ及び私自身の思いなどについて、少し時間をいただいて述べさせていただ きます。

先日、町から配付された資料によると、令和4年4月1日現在における九十九里町の高齢 化率は41.4%となっておりました。つまり計算上でいえば、町民2.5人に1人は65歳以上の 高齢者であるということになります。

そのような中、今年、高齢者に係るショッキングな事例を耳にすることになりました。それは、町内で独り暮らしをされている高齢者の孤立死であります。少し詳しくお話ししますと、一つの例は、町外に居住する息子さんから、親御さんに連絡が取れず心配なので近所に住む方に様子を見に行ってほしい旨の連絡があったということです。御近所の方としては、1人で他人の家に入るのは気が引けるので、駐在さんに連絡して一緒に家に入ったところ、既に亡くなられていたということです。

もう一つの事例は、玄関前の雑草が伸びたままの状態で放置されていたり、昼も夜も家の電気がずっとつけっ放しのままであったりしたことから、近所の方がたまりかねて警察に連絡し、警察が住居に入ったところ、住人の高齢者は亡くなっており、しかも大分日数が経過

していたとのことであります。

私自身、これまでこのような事例は都会の中の集合住宅等での出来事として聞いたことはありましたが、身近な町内で起きたことに少なからず驚きを隠せませんでした。しかもその後、高齢者の独り暮らしという観点で周囲を見回しますと、同様のリスクを抱えた高齢者が町内にもあまりにも多くいらっしゃることが分かりました。

そこで、今回、見守りの重要性について、一度、議論する必要があると考え、質問を通告 したものであります。

それでは、質問に入ります。

今回の一般質問では、大きく2つのテーマに分けて質問させていただきます。

1つは、高齢者等の見守り対策について、もう一つは、高齢者等の見守りに関する民間事業者との提携についてであります。

それでは、まず最初に、高齢者等の見守り対策についてから伺います。

少し古いデータですが、平成31年の内閣府の資料によれば、全国において高齢者の約3人に1人が独居と報告されております。まさか九十九里町においてそのようなことはないと思いますが、いずれにしても、その傾向は今後さらに高まっていくことは間違いのない事実であると思います。また、現在のように、核家族化などを起因とした独り暮らし高齢者の増加、そしてまた、中には地域での人間関係が希薄となり、孤立しがちな高齢者も増えてくると、冒頭申し上げた孤立死や孤独死に至るケースも必然的に多くなってくることが予想されます。そこで、お伺いします。

単身高齢者等が孤立死など不測の事態に陥るリスクに対し、町として取組はあるかお聞かせください。

また、高齢者等に関しては、現在、健康福祉課を中心とした町の諸施策はもちろんですが、 そのほか、地域包括支援センター、国などから委嘱を受けた民生委員、さらに、社会福祉協 議会、婦人会、福祉ボランティアの方々などが様々な形で見守りにつながる活動を現在でも 行っており、それら日々の御苦労に関しては、日頃大変感謝しているところであります。

ところで、町が行っている高齢者等の見守りに係る諸施策の対象者は、どのような観点から、どのようにリストアップし、把握しているのでしょうか。

そこで、次に伺います。

見守りが必要と思われる高齢者等の対象者リストはあるか、また変動があった場合どのように管理しているかお聞かせください。

ここで、次の質問に入る前に、1点、文言の訂正をさせていただきます。

3番目の質問の中に、「避難行動支援者名簿」とありますが、正しくは、「避難行動要支援者名簿」であり、以降、読み替えて質疑させていただきますので、御了承ください。事前のチェックが足りず、おわびいたします。

さて、その避難行動要支援者名簿ですが、それらは今回のテーマであります高齢者等の見守り対策と併せて考えると、その対象や内容において密接な関連性を持っていると思われます。一方、高齢者等の比較的近くに住み、高齢者の居住環境等も日頃から把握しやすい立場にいるのが同じ自治区の方々でございます。

そこで、1つ目の大項目の最後の質問として、災害時の避難行動要支援者名簿を自治区と協力し、平時の見守り活動に活用する考えはあるかどうかについて見解をお聞かせください。 次に、大きな項目の2つ目、高齢者等の見守りに関する民間事業者との提携についてお聞きします。

1年前あたりから、移動スーパーを運営する販売業者と近隣自治体との提携が新聞紙上で次々と発表されました。各自治体が提携した内容を公表された範囲でお話ししますと、令和3年10月、横芝光町が地元スーパーとの間で提携をスタートしました。移動スーパーは週1回、町内47か所を巡回します。同年の11月、東金市が同じく地元スーパーと週1回、市内丘山・大和自治区巡回を皮切りに提携をスタート、さらに同じ年の12月から今年2月にかけて市内8地区を追加しました。山武市は、今年9月、同様の方法にて市内3コースにおいて週2回の巡回を始めました。

なお、山武市の特徴は、高齢者の見守りや防犯にも役立てる狙いで、山武市、地元スーパー、山武署の三者で協定を締結したことであります。つまり、その狙いとして、山武市は高齢者の異変の早期察知、山武署は電話 d e 詐欺や交通事故防止を期待しているとしております。

一方、本町においては、昨年11月より、ヤックスドラッグ九十九里店が町内9か所で週2回の移動スーパーを運行しておりますが、町とは協定を締結しておりません。

なお、移動スーパーの運行は、昨年11月30日に新聞掲載されましたが、当時は、ちどりの 里を中心に、高齢者のボランティア活動を展開するちどりの会が協力し、買物サポートと見 守り活動や高齢者同士の交流の場としても期待されていると紹介されました。

そこで、まず、現在町内で買い物支援として移動スーパーを運行する事業者との提携について、町はどのように捉えるか見解をお聞かせください。

また、近隣自治体では、別の形でも見守りに関する事業を行っているところもあります。 そこで、お伺いします。

郵便局や新聞販売店など業務の中で見守りが可能な協力事業者との提携する考えがあるか どうかお聞かせください。

次に、最後の質問として、高齢者等の見守りサービスを既に商品化している事業者とのふるさと納税の返礼品に関する提携についても町として取り組む考えがあるかどうか見解をお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席にて行います。

〇議 長(古川 **徹君**) 鑓田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 鑓田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者等の見守り対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の単身高齢者等が孤立死など不測の事態に陥るリスクに対し、町としての取り組み はあるかとの御質問ですが、本町の取組といたしましては、高齢者等の日常生活上の不安を 解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、希望者に緊急通報システムを貸 与しております。

緊急通報システムは、体調が悪くなった際などに緊急ボタンを押すことで、24時間365日 いつでもコールセンターにつながり、御家族への連絡や救急搬送の手配など、緊急時のサポートを受けられるほか、毎月1回、コールセンターから電話にて安否確認を実施し、単身高齢者等の見守りの役割も果たしているところでございます。

2点目の見守りが必要と思われる高齢者等の対象者リストはあるか、また変動があった場合どのように管理するかとの御質問ですが、安否確認や避難支援等に役立てるため、一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方で、要支援1から要介護2までの認定を受けている方、また在宅で要介護3以上の認定を受けている方で名簿への登録を希望する方を避難行動要支援者名簿に登録し、管理しているところでございます。また、名簿につきましては、高齢者の状況は変化が速いことから、定期的に更新をしているところでございます。

3点目の災害時の「避難行動要支援者名簿」を自治区と協力し、平時の見守り活動に活用 する考えはあるかとの御質問ですが、平時から要支援者名簿を自治区に提供することは、名 簿を活用し支援が必要な方の把握や声かけ、見守り活動などに有効的であると認識しております。しかしながら、名簿には個人情報を掲載しており、名簿を提供する際には、情報の漏えい防止のための必要な措置を講ずることとされておりますので、平時からの名簿の提供につきましては、今後、慎重に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、高齢者等の見守りに関する民間事業者との提携についての御質問にお答えします。

1点目の現在町内で移動スーパー(買い物支援)を運行する事業者との提携についての御質問ですが、本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に対する見守りを行うことにより地域福祉の向上に寄与することを目的として、九十九里町高齢者見守りネットワーク事業を実施しております。現在、移動スーパーを実施しておりますヤックスドラッグ九十九里店は、同事業に登録いただき、高齢者の見守りに協力いただいております。

2点目の郵便局や新聞販売店など業務の中で見守りが可能な協力事業者との提携について の御質問ですが、九十九里町高齢者見守りネットワーク事業は、警察署や消防署などの行政 機関をはじめ、民間事業者とも提携し、在宅の高齢者を見守る取組として実施しております。 なお、高齢者見守りネットワーク事業者については、拡充を図るため町ホームページ等で 周知し、随時募集を行っております。

3点目の高齢者等の見守りサービスを商品化している事業者とのふるさと納税の返礼品に 関する提携についての御質問ですが、高齢者等の見守りサービスをふるさと納税の返礼品に している自治体があることは承知しているところでございます。

高齢者の見守り体制の強化といった観点からも商品化できるよう事業者と協議してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鑓田貴俊議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) 4番、鑓田です。それでは、ただいまいただいた答弁に関連して再質問させていただきます。

それでは、まず、単身高齢者等が孤立死など不測の事態に陥るリスクに対し、町として取 組について対する答弁について再質問します。

答弁いただいた緊急通報システムは173名が利用しており、単身高齢者、日中独居となる

高齢者、高齢者のみの世帯等が対象であると以前に伺いました。

そこで、高齢者に限ったとして、その対象者は何名で、利用率はどのくらいになるのかお聞きします。また、町として、不測の事態に陥るリスクに関しては緊急通報システム対応事業で取りあえず十分と考えているのか、またはほかにも検討、あるいは実施中の事業があるのかお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

令和4年11月末現在で、緊急通報システムを御利用の高齢者の方は増加傾向にございます。 一人暮らしの高齢者が192世帯、日中独居世帯が6世帯、高齢者のみの世帯が18世帯となっ ております。

本町の一人暮らし高齢者は、住民基本台帳から施設入所者を除いた人数でいいますと約1,400名ございますが、同じ世帯に同居または同じ敷地内に同居であっても世帯分離をしていることにより高齢者世帯となりますので、正確な実数についての把握は難しいと考えておりますが、あくまでも住民基本台帳上は、一人暮らし高齢者の緊急通報システム利用率は14%でございます。

緊急通報システムは、高齢者の見守りに町として大変有効な手段であると考えておりますが、現在実施中のほかの事業として、地域の生活状態を適切に把握し、相談、助言、援助、また町に必要な情報の提供をしていただける民生委員、地区社会福祉協議会の推進員の方に高齢者等の見守り活動をお願いしております。

また、認知症等により徘回行動が見られる高齢者等を介護する方、または家族の精神的負担の軽減及び認知症高齢者等の安全の確保を図ることを目的として、見守りあんしんシール支援事業を実施しておるところでございます。この事業は、認知症等により徘回行動が見られる方に、QRコードが印字されましたシールを衣類やかばんなどの持ち物に貼付けし、認知症高齢者等を発見した第三者がQRコードを読み取ることで、事前に登録してある家族等と通信ができ、安全が確保できるものでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) 緊急通報システムの利用状況に関して御答弁いただきました。

直近において、一人暮らし高齢者、日中独居、高齢者のみ世帯など、合計で216世帯が利用しているもののうち一人暮らし高齢者の利用率に関しては、対象約1,400人に対して14%

とのことです。最近では、広報11月号の裏表紙にもサービス内容、利用方法などがカラー刷りで掲載されておりまして、今後さらに利用する高齢者が増えることを期待したいと思います。

緊急通報システム貸与事業自体は、先ほど御答弁いただいたとおり、大変有効な手段であることは間違いのないところですが、一方で、利用者が24時間身につけている保証はないことから100%このシステムに頼り過ぎることもリスクはあります。

そこで、先ほど民生委員や地区社会福祉協議会の推進員の方々から必要な情報を提供いただけると答弁いただきましたが、それらの情報は町としてどのように管理しているのでしょうか。また、必要に応じ、提供者にその後の状況等を還元するような対応はあるのかお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

民生委員や地区社会福祉協議会の方からの情報提供があった場合、必要に応じまして関係部署と共有し、緊急時の対応や地域での見守り活動の一環として役立てております。また、情報提供があった場合、実態を調査、対応した後、情報提供者には、個人情報の保護に抵触しない範囲での報告をさせていただいております。また、情報提供がありました事案について、ほかの委員に参考事例となる場合には、会議や定例会等において意見交換をしていただき、活用させていただいておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。

次に、見守りが必要と思われる高齢者等の対象者リストの管理方法に関して再質問させて いただきます。

答弁いただいた町避難行動要支援者名簿は、災害時の安否確認や避難支援等に役立てる観点から、高齢者に関しては災害対応の主管である総務課が管理していると聞いております。 一方、高齢者福祉の観点からは、先ほどの緊急通報システムに関する事項や自宅から施設に移られたなど、様々な情報を把握するケースが想定されますが、都度、総務課に連絡するわけにもいかないと思います。

そこで、それら高齢者に関するリストやデータを庁舎内ではどのように管理、またはマッチングさせているかどうかについてお聞きします。

また、名簿の更新に当たっては、御答弁いただいたとおり、日々変動するため、都度ではなく一定時点で捉え、定期的に更新することはやむを得ないと考えます。

そこで、定期的に更新する際における更新の時期、サイクル、情報収集の方法、データ入力の担当部署等、差し支えなければ、もう少し具体的に御説明ください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- O健康福祉課長(鑓田貴賜君) 避難行動要支援者に該当する方を把握するため、まず避難行動要支援者名簿は、関係部局で把握している要介護認定者や障害者等の情報を集約し、庁舎内の情報ネットワークを通じまして防災部局と連携しており、常に関係部局での名簿等の情報を共有し、確認できる体制を整えております。

健康福祉課におきましては高齢者部分を管理しておりますが、住民の死亡者、転出者につきましては毎月住基システムによりデータを抽出し、名簿を整理しております。また、介護施設等に入所されました方につきましても毎月利用実績を確認することにより、名簿を整理し、更新に漏れがないよう適切に管理しておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) 一人暮らし高齢者等のデータは、住基システムや介護施設等への入所情報などにより毎月更新して活用していると伺いました。一方、社会福祉協議会で行っている外出支援や婦人会で行っているお弁当などの配食サービスなどは、独自の名簿を作り、活動していると聞いております。

そこで、伺います。

先ほど答弁のあった社会福祉協議会や婦人会のそれらは、外郭団体や任意団体でありますので名簿の共有は難しいと思いますが、活動により得た情報、例えば、息子さんが週に1回様子を見に来る、または、最近転んで一人歩きが困難などの情報は相互に交換したほうがよいと考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

健康福祉課では、社会福祉協議会等の活動だけではなく、関係機関からの得た情報提供は、 必要性が生じた場合などの緊急時はもとより、日頃から地域包括支援センターを中心に、各 事業所等から情報を共有することにより高齢者の必要なサービスの利用につなげておるとこ ろでございます。また、健康福祉課から関係部署等への情報提供を行い、ほかの必要なサー ビスにつなげ、連携を取っておるところでございます。 以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。

次に、避難行動要支援者名簿を自治区と協力して活用する提案に関して再質問させていただきます。

答弁の中で、名簿を提供する際には、情報の漏えい防止のための必要な措置を講ずる必要があるため今後慎重に検討を進めるといただきました。しかしながら、行政の多様化する業務を円滑に推進するためには、行政側だけの人海戦術だけではおのずと限界があることは自明の理であります。つまり、福祉に関していえば、民生委員・児童委員などのほか、様々な活動において、町を通じて委嘱する町民の力を借りざるを得ないのではないでしょうか。したがって、自治区に対しても守秘義務と町個人情報保護条例の規定に基づいた覚書等を課すことにより名簿を提供する検討をしていくことが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿を地域の避難支援関係者、特に、民生委員・児童委員、自治区長などに平常時から名簿を提供することによっては、平常時においても連携が取れ、情報の共有が図れるものと認識し、期待できるものと考えておるところでございます。

今後、名簿提供を避難支援関係者に行う場合として、誓約書の提出や名簿を第三者に閲覧させない、施錠可能な場所に保管するなど、名簿の情報漏えいの防止に必要な補完措置等を可能かどうか、また名簿掲載者に掲載同意をどうするのか、取扱いについても併せて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) 個人情報の取扱いに関して、情報漏えいの防止に必要な措置を取らなければならないことはもちろんでございますが、現実的に、民生委員・児童委員には担当地区の名簿が手渡されていますし、自治区に渡せないというのは一貫性がないのではないでしょうか。さらに、自治区は区費を徴収する関係から、基本的に区域内全居住者の名簿を既に保管管理していると思われます。仮に名簿を渡しても当該自治区内の居住者の範囲内という

ことになり、自治区における情報漏えい等のリスクは限定的なものになるのではないでしょ うか。

また、名簿掲載者からの登録同意に関しては、掲載する時点において同意することが条件になっているはずであり、当然、名簿への登録を希望しない高齢者は掲載されていないと思われます。したがって、自治区が名簿を保管管理するための条件は既に整備されているのではないでしょうか。課題は、新たに自治区の負担が増えるということになりますから、協力が得られるかどうか協議する必要があり、交渉が難航する可能性はあります。

そこで、これらの点についての見解があればお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- **〇健康福祉課長(鑓田貴賜君)** 民生委員・児童委員の方々には、高齢者に関する調査等はお願いしておるところでございますが、町から名簿等の提供は今現在しておりません。

先ほどもお答えいたしましたが、名簿の管理につきましては、地域防災計画に基づき、平成27年に町避難行動要支援者避難支援プランを定め、避難支援関係者は適正な情報管理を図ると定められており、全ての自治区において第三者に閲覧させない措置や名簿の情報漏えいの防止に必要な施錠可能な保管が可能かどうかを確認する必要があるとともに、議員おっしゃられるとおり、自治区の負担が増えることが想定されますので、今後、関係課と協議をし、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ただいま民生委員・児童委員の方々には町から名簿の提供はしていないと御答弁いただきましたが、現実に、各委員の方々は対象者の名簿を持って活動しておりますので、その点は、再度調査される必要があるのではないでしょうか。

次に、高齢者等の見守りに関する民間事業者との提携に関して再質問します。

先ほど町長から答弁いただいた町高齢者見守りネットワーク事業に関しては、次の質問項目とも重複するところですが、この事業に登録しているヤックスドラッグ九十九里店の認識は、恐らく他のコンビニ店などと同様、協力事業者として店頭を中心とした高齢者に対する見守りではないでしょうか。しかしながら、移動スーパーでは、高齢者の異変の早期察知、つまり毎週同じ場所に移動スーパーが来ることで、いつも買物に訪れる高齢者が来ない場合はすぐに異変に気づける可能性があるということであります。さらに、免許証を返納した高齢者や近くのスーパー等までは数十分も歩かなくてはならない高齢者にとっては、まさに、

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための助け船の役割を果たす事業ではないでしょうか。

そこで、現在ある高齢者見守りネットワーク事業に包含した形ではなく、買物支援も含め、 実態に即した個別の提携が必要ではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

高齢者見守りネットワーク事業者は、御自宅において郵便物、新聞等が郵便受けや玄関にたまっている状態や昼間でも何日も雨戸が閉まっている状態など、異変を発見した場合に、町や地域包括支援センター、警察署や消防署に連絡する仕組みとなっております。

また、議員おっしゃられるとおり、移動スーパーでは高齢者の異変の早期の察知、毎週同じ時間、場所に移動スーパーが来ることで、いつも買物に訪れる高齢者が来ない場合など、すぐに異変に気づける可能性があることで地域の見守りも可能である施策であると認識しております。日々の生活に不可欠な買物についても役立つ施策であると考えております。

現在、町では、移動スーパー事業者との連携はしておりませんが、公平性の観点から既存の地域の商店との兼ね合いがあることから、町商工会等との各種団体との意見調整等を実施してからの提携になるものと考えておりますので、包括的提携を含め、関係各課と近隣自治体の状況等を含め調査研究してまいりたいと考えております。

また、現在、社会福祉協議会において、高齢者の外出支援サービスを実施、展開中で、買物や通院でお困りの方を支援し、好評をいただいておりますので、こちらについても外出支援ボランティアの御協力を得ながら利用周知をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ただいまの御答弁の中で、移動スーパーに関しては、商工会をはじめ、 関係各団体と意見調整する必要性について御発言がありましたが、それは当然重要なことで、 ぜひ慎重かつ前向きな準備をお願いします。

また、同じく答弁の中で、社会福祉協議会の外出支援サービス事業に触れられましたが、確かに、利用されている高齢者からは好評かもしれませんが、買物支援に限っていえば、令和3年度の月平均の利用者数は58名です。ただし、利用者は月2回の利用が可能なので、仮に同一の利用者が2回利用しているとなれば実質的な利用者は半減します。

これは私見ですが、現実問題として、事業運営に関わるボランティアが増えない限り、積

極的な利用周知は難しいのではないかと感じております。

移動スーパーに関して、もう一点お聞きします。

買物支援事業として、高齢者見守りネットワーク事業と切り離して別途に協定することによるもう一つのメリットは、町が必要性を感じ提携することにより、移動スーパーの運行日、時間、場所を広く広報紙やホームページ等で住民に知らせることが可能となることが期待できることであります。もちろん事業所側の努力も必要ですが、現在、スーパーの近くに住む住民でも移動スーパーそのものを知らなかったり、運行日を忘れていたりするケースも聞きます。

そこで、お伺いします。

仮に、移動スーパー事業として提携が実現されれば、広報紙やホームページに概要を掲載 することは可能でしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) お答えさせていただきます。

現在、町内で移動スーパーを実施しております事業者は1店舗でありますが、1年前から 移動スーパーを実施していただいておりまして、事業者にて該当地区に個別にチラシを配布 したほか、社協だよりにて周知をしたところでございます。また、移動の際や販売中も車両 から音楽を流し販売場所を移動しておりますので、運行日を忘れてしまいましてもお気づき になろうかと考えておるところでございます。

町と提携することにより広報紙やホームページに掲載が可能かどうかにつきましては可能 であると考えておりますが、先ほども申し上げましたが、提携につきましては、関係課と近 隣自治体の状況を含め調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。

それでは、次に、郵便局や新聞販売店などの協力事業者を広く募集する件に関連して再質問します。

本件事業に関しては、私の調査不足により協力事業者を既に広く募集していることに気づきませんでした。実際には、平成26年2月から実施され、既に8年を経過しているということであります。その点に関しては、深くおわび申し上げます。

それでは、伺います。

民間協力事業者として、現在22業者と協定しているとのことですが、最近または直近の年度集計でも構いませんので、高齢者の見守りに関しての情報提供が何件ぐらいあったのか、 分かればお願いします。また、具体的な事例として、こういう点で高齢者が助かったとか、 こういう反省があったとか、実例があれば併せてお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) 新聞販売所から新聞が数日たまっているとの情報、また、郵便局窓口での対応職員から認知症高齢者の方の情報提供がございます。件数的には多くはございませんが、協力事業者の負担とならないよう訪問活動や声かけを行うのではなく、生活や業務の中でちょっとした気配りをして、高齢者に異変がないか高齢者を地域でさりげない見守りを行っていただくことで顔の見えるネットワークづくりを進め、地域における高齢者の見守り活動の充実に期待しておるところでございますので、御理解をお願いいたします。
- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) 次に、本件事業に関連して、もう一点お聞きします。

先ほど御答弁いただいた地域におけるさりげない見守りに関していえば、それは事業者だけでなく、広く町民についても理解していただき、事業への参加を広報紙等で呼びかけてはいかがでしょうか。例えば、日中在宅なのに雨戸が閉まっている、夜になっても電気がつかないなど、ちょっと様子がおかしいと気になったとき担当窓口へ連絡するなどが考えられますが、いかがでしょうか。お答えください。

- 〇議 長(古川 徹君) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。
- ○健康福祉課長(鑓田貴賜君) 高齢化社会が進んでいる中、行政、事業所、福祉団体等での 高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、見守り事業は制度やサー ビスなどの公的支援にも限界があると考えており、町民の方々の見守りは大変重要であると 考えておるところでございます。

今後、町民の方々への見守りの御協力につきましては、広報等で広く周知し、地域全体で 見守る地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。 以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。ぜひ前向きな御検討をお願いします。

最後に、高齢者等の見守りサービスを既に商品化している事業者とのふるさと納税の返礼 品に関する提携について再質問します。 見守りサービスをふるさと納税の返礼品としている自治体があることを把握されていると 先ほど町長から御答弁いただきました。

そこで、既に取り扱っている県内の自治体や返礼品の内容など、少し詳しく御説明ください。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- ○企画財政課長(作田延保君) 高齢者の見守りサービスをふるさと納税の返礼品としている 自治体でございますが、平成30年度に君津市、令和元年度からは富津市が実施しておりまし て、私がポータルサイトを検索した限りでは、県内で10の自治体が、郵便局が提供しており ます見守り訪問サービスと協定を締結し、返礼品と取り扱っているようでございます。また、 乳酸菌飲料の訪問販売事業者も同様のサービスを提供しておりまして、県内では18の自治体 が返礼品として取り扱っていることを確認してございます。

本町におきましてもこういった先進事例に倣いまして、見守り訪問サービスを返礼品として取り扱えるよう事業者側と交渉を進めているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。ぜひ引き続き御検討をお願いします。

最近では、テレビコマーシャルなどで、例えばセコムなど、高齢者の安否確認を商品化しているところもあります。

そこで、最後にお伺いします。

このような民間事業者の提供する商品は、ふるさと納税の返礼品として対象となるのかど うか、御見解があればお聞かせください。

- 〇議 長(古川 徹君) 企画財政課長、作田延保君。
- 〇企画財政課長(作田延保君) お答えいたします。

ふるさと納税の返礼品として提供する場合には、区域内において生産された物品、または 提供される役務、その他これらに類するものというふうにされてございます。

御質問の高齢者の安否確認を商品化している民間事業者につきましては、区域内において 提供される役務に該当するものと考えますが、現時点において町内でこういったサービスを 提供する事業者は確認できてございません。今後、町内でサービスを提供する事業者が確認 できましたら、高齢者等の見守りといった観点からも返礼品に加えさせていただきたい考え でございます。 以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 4番、鑓田貴俊君。
- ○4番(鑓田貴俊君) ありがとうございます。

実は、一昨日の新聞に、地元での使用条件に今後 Pay Pay 商品券がふるさと納税の返礼品として認められるような記事が紹介されておりました。したがいまして、今後とも新たな情報が出てきたときには素早くキャッチして御検討いただければ幸いでございます。

最後に、全体を通しての感想を一言述べさせていただきます。

地域におけるコミュニティが希薄になっていることは、昨今誰もが認識しているところであります。一方、プライバシーの保護に関する意識が高まり、互いに干渉し合わない社会的背景があるのも事実でございます。そのような中、独り暮らしの方が病気や転倒などで動けなくなったり孤立した状態で亡くなるケースを少しでも防ぐため、今後ともぜひ様々な角度から事業を進めていただくことをお願いしたいと思います。

また、今回は、結果として再質問が健康福祉課に集中してしまい、全体的なバランスがあまりよくなかったと反省しております。申し訳ございませんでした。それでも最後まで真摯に御答弁いただき、感謝しております。

以上で、一般質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は10時半です。

(午前10時16分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時28分)

〇議 長(古川 徹君) 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

(11番 細田一男君 登壇)

〇11番(細田一男君) 11番、細田です。

令和4年第4回定例会において、通告してあります4項目、5点について一般質問を行います。

質問に入る前に、町長並びに執行部には、何回、何十回と同じ質問を出していると受け止められておると思いますが、同じ答弁ではなく、2歩でも3歩でも前向きな進展のある答弁をお願いいたします。

ウクライナ情勢やコロナウイルス感染症の再拡大の影響などにより、ガス、電気、原油などのエネルギーが高騰し、世界中の人々は経済状況の悪化や物価高に苦しんでおります。一日でも早い回復を祈るばかりです。

そんな中、先日、2日に開催された定例会が終わった後に自宅に帰ると回覧で広報くじゅうくり12月号が配布されており、中を開けると1ページ目に令和4年度上半期の財政状況が公表されており、次ページを開けると年末年始の業務日程が掲載されておりました。師走となり、今年も残り僅かだなと思っておりましたが、3日の読売新聞千葉版に、東千葉メディカルセンターの不祥事が掲載されており、半面のページに今年の10大ニュースが載っており、12月の中に東千葉メディカルセンターの不祥事が入っておりました。

ウクライナ情勢やコロナウイルスによる経済状況の悪化、物価高による生活環境の悪化、 私ごとでは8月に妻を亡くし、今年は悪い1年であったなと落胆し、心痛な思いではありま すが、行政運営を担う一人として町を思い、町長の行政運営を思い、質問をいたします。

1点目に、海の駅のちびっこ広場にトイレの設置・整備を何年にもわたり要望しております。実施するとの回答をいただいておりますが、実施に向けてどのように取り組んでおるのか答弁を求めます。

2点目の1として、片貝漁港の防潮堤の建設計画についてでありますが、地域住民のアンケート結果を添えて千葉県へ要望書を提出したと聞いておりますが、具体的な協議・回答は得られたのか答弁を求めます。

2として、この計画は、令和4年3月に策定された九十九里町国土強靱化地域計画で進められておるのか答弁を求めます。

3点目に、県道飯岡一宮線の産業道路の排水路の悪臭対策について、県に、汚泥のしゅんせつ、撤去等を要望していると聞いておりますが、その後の進捗状況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

4点目に、県道飯岡一宮線の作田川架橋についてでありますが、その後の進捗状況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長(古川 徹君) 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、海の駅の施設整備についての御質問にお答えいたします。

ちびっこ広場に、トイレの設置・整備が計画されていますが進捗状況はとの御質問ですが、 ちびっこ広場は、多くの来遊客や近隣住民の憩いの場として利用されており、来遊客の利便 性の向上を図るためちびっこ広場周辺へのトイレの設置について検討を行ってきたところで す。

町では、来年度、次期観光振興ビジョンの策定を考えており、片貝漁港エリアは町の観光振興を担う主要なエリアであることから、屋外トイレの設置については、ちびっこ広場や周辺の緑地帯の整備など、エリア全体の利活用の一つとして計画に位置づけるよう検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、片貝漁港の防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域住民のアンケート結果を添えて千葉県へ要望書を提出したと聞いておりますが具体的な協議・回答は得られたのかとの御質問ですが、片貝漁港津波対策に関する要望書の提出につきましては、小関納屋自治区のアンケート結果を踏まえ、早期事業の着工と可能な限り防潮堤の高さを確保いただけるよう令和2年8月に千葉県へ要望書を提出いたしました。その回答といたしまして、令和3年2月に千葉県より片貝漁港津波対策工事について、令和3年度から工事に着手していく方針であるとの説明があったところでございます。

2点目のこの計画は、九十九里町国土強靱化地域計画で進めているのかとの御質問ですが、 片貝漁港の防潮堤の建設計画につきましては県事業であり、千葉県国土強靱化地域計画に位 置づけられていることから、町の国土強靱化地域計画には定めておりません。

次に、県道飯岡一宮線の産業道路の排水路の悪臭対策についての御質問にお答えいたします。

県に汚泥のしゅんせつ、撤去等を要望していると聞いておりますがその後の進捗状況はとの御質問ですが、県道飯岡一宮線を所管している山武土木事務所へ確認したところ、本年11月上旬に、屋形地先約100mの汚泥しゅんせつ及び壁面清掃を実施したとのことであり、今後、粟生地先のしゅんせつと壁面清掃を計画していると伺っております。引き続き山武土木事務所と問題解決に有効な対策について協議するとともに、汚泥しゅんせつ事業の継続的な実施について要望してまいります。

次に、県道飯岡一宮線の作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況はとの御質問ですが、本年の8月に山武土木事務所を訪問し、私から要望書を手渡し、(仮称)新九十九里大橋建設の早期実現を強く要望してまいりました。新大橋の建設は町の長年の懸案であり、観光振興を掲げる本町にとって、来訪者の利便性向上のためなくてはならないものと認識してしております。今後も引き続き早期の事業着手に向け、千葉県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

以上で、細田一男議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 11番、細田。御答弁をいただきましてありがとうございました。 再質問を行いたいと思います。一問一答で行いますので、よろしくお願いいたします。 1点目の海の駅、ちびっこ広場でありますが、先ほど申し上げましたが、前々からお願い して、いまだ検討中ということなんですが、何を検討しているのか。これ検討しているって、 計画を検討しているのか予算を検討しているのか。
- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- ○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

まず、先ほど町長答弁にございましたが、トイレの設置につきましては、来年度、観光ビジョンの中に位置づけをした中で、設置場所、あるいは財源の確保等、間違いのないように 計画的に進めさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 来年度に進めてくれるということでよろしいのかな。分かりました。2点目に、片貝漁港の防潮堤建設、ただいま町長答弁ありました。

令和2年かな、うちのほうの区長さんがアンケートを取って、そのアンケートをもって要望書を提出したと。その要望書に対して、先ほど答弁がありましたが、令和3年2月に回答があったと。

私が考えるには、こんなに大きな事業をお願いしていて、我々も地域住民説明会でもお願いしたんだけれども、もっと高いもの、もっと海のほうにという要望を出したんですけれども、それが3年、4年かかって、やっと回答があったと。県はすごく、事業をやるのに我々が個人的に銚子漁港事務所にお願い行っているんだけれども、この回覧板の内容もすごく子供じみた内容でアンケートを取ったんですね。これ今さら言ったってしようがないんだけれ

ども、こういったアンケートを添えてやると。我々、幾らお願いしてもやってくれないんだけれども、町がお願いするとこういう回覧、そういうものを添付するとやってくれる。少し県は甘い考え方と私は思っているんですよ。

- ○議 長(古川 徹君) 細田議員に申し上げます。通告に沿って質問してください。要望ではありませんので、質問ですので、質問に切り替えてください。
- ○11番(細田一男君) 要望書を提出して回答があったと。なぜ要望書を出したんですか。 町長、やってくれない、やってくれない、遅くなっているというから要望書を作って添付し たんでしょう。

質問だから、次に入りますけれども、2項目、この計画、要は防潮堤の建設計画、九十九 里町国土強靱化地域計画で進めているのかということで答弁いただいたんだけれども、これ は県がやっているので、千葉県国土強靱化地域計画でやっているということです。九十九里 で国土強靱化地域計画を立ててあって、やるのは千葉県でやる、おかしいんじゃないですか。 どうですか、町長。

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

防潮堤整備が九十九里町の計画の中に入っているかということでございましたので、防潮 堤整備につきましては千葉県の事業でございますので、千葉県の計画の中に入っているとい うところでございます。したがって、九十九里町、当町の計画の中には入っていないという ところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 千葉県がやるから千葉県の地域整備計画でやっていると。

国土強靱化地域計画は、この事業は復興予算の農山漁村地域整備交付金でやるという前の質問の中にあったんだけれども、農山漁村地域整備計画ってのは3期にわたってできている。1期は平成27年度から令和元年の5年間、2期目が令和2年から令和6年度の5年間、3期目が令和2年から令和6年度、1期目は、最初の説明では9億3,000万であったんだが、総事業費は14億1,671万9,000円で計上されている。ここに5億の差があるんですが、これもおかしい。2期目に、令和2年から令和6年、千葉県における災害に強い漁港海岸整備計画、海岸保全施設整備、海岸堤防等老朽化対策、防潮堤が932m、総事業費25億円、3期目に、令和2年、令和6年、同じ5年間、同じ項目が載っていて、防潮堤が932m、25億円、3期

にわたって計画されていた、それに基づいてやっていると。

銚子漁港事務所にいろいろとお願いに行っているんだけれども、この整備をやるには、海 岸法とか漁港漁場整備法とか、いろいろな問題があるんだけれども、そういった法的に合わ せて事業を進めているんですけれども、幾ら質問しても多分また県がやっていることで答弁 が多分来ると思うんですけれども、どうですか。それは、県がこのような計画でやってくれ ているんだけれども、これ町にも来ていますよね。来ていないんですか、こういう内容でや ると。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(午前10時48分)

〇議 長(古川 徹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

千葉県国土強靱化地域計画の内容につきまして、県のほうからは何も来ていないところで ございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 来ていないということになれば、質問しても答弁ができないと思いますが、この内容でいろいろと県にお願いに行ったんですよ、行っていますよ、今も。まだ、1か月になるんだけれども、回答は得られていません。

この事業をやるのに県は我々に回答できないんですよ。いろいろな法に絡むようなことが 見えてきたので、だから、もう1年待っても多分これ回答してくれないと思いますよ。でき ないんだもの、だって。この計画の中でやっていると。

片貝漁港の中には、海岸保全区域というのが漁港の作田川の北と南にあるんだけれども、この海岸保全区域というのは、何も触っちゃいけないと言いつつ、県は作田地区の海の砂山みたいに砂防はあるんだけれども、今回の震災で、北部農林が漁港の200mぐらい、堤防から200m離れたところまで防潮堤を整備してくれている。その下に、海岸保全区域が指定さ

れている。その中に、管理者である銚子漁港事務所は手をつけちゃいけない場所に資材を置いたり、テトラポットを造ったり置いたりして、平らにしちゃっている。それを町に、町長のいるところに使ってもいいような協定を結んでいると思いますが、町長、ありませんか、ありますか、どちらか。

○議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

(午前10時53分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

(午前10時55分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時56分)

○議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

- **〇町 長(大矢吉明君)** ただいま細田議員のほうから答弁を求められましたが、私が最初に答弁したとおりでございますので、2回目の答弁はいたしません。
- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 町長、冒頭に私申し上げましたよね。今私、非常に落ち込んでいるんですが、私は町民の生命財産がかかっているから質問しているんですよ。もう回数でやるといったら、次回の定例会でまた質問しますから、今度は1回に質問しますので、答弁してくださいよね。回数でという答弁であれば、議会は、先ほど議長が言ったように、2回、3回やっているんで駄目だと。それはそれでやるんでいいんだろうけれども、回数で答弁できないんであれば、次の機会にまた同じ質問しますので、そのときまでにあるかないか確認し

ておいてくださいよ。

これ非常に重要な問題だ。我々は2011年3月11日に震災を受けた、被災を受けたその場所は、今言っているここなんですよ、町長、ここが削られているんですよ、ここから津波が流入している痕跡があるの。今12月だから3月の定例会で質問しますので、あるかないか確認しておいてください。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

(午前10時58分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 3項目めに、産業道路の排水路整備、県がやってくれた、やっているということを受けているんだけれども、これ毎回毎回同じで、要望書を出してやっていると。本年度はどのぐらいの事業をやってくれたのかな、やってくれなかった、どっちですか。
- ○議 長(古川 徹君) まちづくり課長、山口義則君。
- **〇まちづくり課長(山口義則君)** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年度につきましては、町長からの答弁にもありましたが、屋形地先100mを既に実施していただいておりまして、残りの事業ということで年度内にその延長上、栗生地先までの間で150mぐらいを実施していただけるという話を聞いております。ですので、今年度中の実施距離につきましては、最終的には250mという予定でおります。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 回数云々とかいう話が出ているんだけれども、先ほど申し上げましたけれども、これ十四、五回、もっとだったかな、20回ぐらいやっているかな、同じ質問。毎年毎年県にお願いしていると、本年度は50mぐらいやって、もう少し後でまたその先をやってくれると、そういう回答をもらっていると。それはそれで、県のやってくれるのはその程度なので致し方ないんだけれども、私は要望の仕方が弱いと思うんだよね。

あれは県道の排水路だから県が、先ほどあった九十九里じゃないと、県だということで、

ずっと整備やっていたんだけれども、今、一時的に海水を海からポンプでくみ上げて放流しているでしょう。その規模だって、町がやるからあの程度と私は思っている。

だったら、今言われている屋形、栗生地区辺りの流域は、毎年毎年大量の雨が降ると床下 浸水、床上浸水、洪水のような状態に毎年毎年1回、2回はある。だったら県にお願いして、 前にも話が出たんだけれども、排水路のそういうところじゃなくて、真亀川、作田川の近く に強制排水をできるようなポンプ場でも造ってもらうように要望したらどうですか。

こんな子供みたいに50m、100m、ずっと同じところでずっと同じくやっているようですけれども、どうですか、町長。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

(午前11時03分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

〇まちづくり課長(山口義則君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回、通達の中で質問されているのが悪臭という件でしたので、悪臭の面からのお話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、排水路の両端、作田川、真亀川のところに強制排水施設を設けるのも流れをよくするということでは、一つの点では有効な部分もあるかと思います。

ただし、悪臭の面に関しましては、私も周辺に住んでおりますが、排水流量がないときに 臭うところでございます。ですので、そういう施設が有効かというと、決してそうではない という認識をしております。

今現在は、汚泥しゅんせつのみならず、悪臭の原因であろうという壁面についているぬめりの清掃も土木事務所にお願いして実施していただいております。今回、100m実施していただいたところにつきましてもきれいに壁面の洗浄もしていただいて、私も現地を確認しましたが、臭いのほうは大分低減しているというふうに認識しております。引き続き同じように、汚泥のしゅんせつのみならず、壁面の洗浄もしていただいて、臭いの原因になるものを

除去していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 答弁になっていないんだよね。同じ答弁。

私が言っているのは、悪臭対策をやっているんだけれども、進展性がないじゃないかと。 県は毎年、屋形、栗生辺りをやっています。3年前、5年前はあの辺しかやっていないんだ よ。片貝寄りとか真亀寄りとかに全然進んでいないのよ。

私の観測だけれども、幾ら県の排水路であっても県の力の入れ方がその程度なんだよ。だったら逆算して、根本的に解決できるような、作田川、真亀川の終末に強制排水ができるようなポンプ場を造ってもらうように要望を変えなさいよ。ごみ掃除やって、1 m、10mしかやっていないのに排水路の悪臭は解決できますか。強制排水すれば、水の流れが生まれれば自然的に悪臭の元凶である汚水、汚泥は、何%か、何割かは必ず抜けますよ。そうやって、海水入れているんじゃないですか。海水を入れていながら、あれをもっと増やしたり、そういうことをしなければ、県にお願いしたときはその程度しかやってくれない。そういうのを考えて、これから要望してまいりたいと思います。

次に、作田川架橋、町長はいろいろと要望を出してくれる。町長は、2月頃かな、4月頃かな、熊谷知事が市町村の現地訪問かな、何かに回ってくれたときに、町長は、3項目、準県の整備、作田川架橋問題、今申し上げた排水路の悪臭問題を知事にお願いしたと聞いているんだけれども、ずっとそんな要望だけで県は動かないでしょう。要望だけでずっと、平成15年12月から私質問出しているんだけれども、18年かな、19年ぐらいかな、定例会が開催される。19年にわたり、私質問しているんだ、これ。延べ日数、延べ月、延べ年で、そういうふうにずっと同じ答弁じゃないですか。

しつこいけれども、私が議員になったときに、今は亡くなっちゃったけれども、先輩である議員さんが、一時これ質問したことあるのよ、私議会に入ったときに。名前出すとあまりあれだけれども、その先輩が、屋形地区、栗生かな、元沼だったところが今砂を入れて整備されているんだけれども、ああいうものを利用してため池を造ったらどうかと。そのため池からポンプで海に強制排水したらいいんじゃないかという案も出してくれたことがある。そういった大きな考え方でやらなければ、作田川架橋もそう、排水路もそうだ。

なぜこれ出したかというと、最初申し上げたように、同じ質問で同じような答弁を繰り返 し、県がやるから、県のものだからと先ほどほかの問題で答弁があったんだけれども、要望 するには、こういうアンケートみたいなものを添付して県を動かした、県にやってもらった、 だったらこういうアンケートを地域住民から取って、同じように要望すればいいじゃないで すか。そんな小さな手法で国家予算を持ってこられませんよ、県の予算も取れませんよ。

作田川架橋は県のもの、県道飯岡一宮線、バイパス期成同盟会が中心にやっています。バイパス期成同盟会の事務局はどこにあるんですか。本町でしょう。本町が担当しているんでしょう、事務所は。

だから、そういった要望ではなく、山武市さん、横芝光町さんと本町で構成している期成同盟会、そこの中でもんで、3か所を一遍に要望を出せるような組織じゃなければ、つくった意味がないでしょうよ。

私は何でこんなうるさいことを何回も言っているかというと、国の予算をもらいに行くんだよ。国の予算をもらいにいくのに、こんな簡単なもので国の予算が取れますか。全てそうでしょう、これ4点、5項目。国の予算が絡んでいるんじゃないですか、ちびっこ広場はともかく。

それで、震災受けて、10年も15年もそのまま放っておかれて、やっと動いてくれた。同じように、作田川架橋だって、15年、20年やっていたって、毎年同じような要望しか出さないんだもの県が動くわけないでしょう。

これは、行政が一丸となって、町民を巻き込んで動かさなければ、国家予算なんて取れないんですよ。違いますか。お金がありません、予算がありません、県がやっています、じゃ町は何もできないじゃないですか。どうですか、作田川架橋、町長。また回数だから答弁できないですか。

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

〇まちづくり課長(山口義則君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

要望活動でございますが、昨年度は事業を所管している山武土木事務所に対し7月に要望活動を実施しているほか、11月に主要地方道飯岡一宮線バイパス期成同盟会を通じ、山武市、 横芝光町の市長との連名により県に対し要望を提出しております。

本年度につきましては、5月に実施された知事の現地訪問の際の要望をはじめ、7月及び8月に山武土木事務所長に対し、協議、要望の提出を行っております。また、今後、主要地方道飯岡一宮線バイパス期成同盟会を通じ、山武市、横芝光町の市長との連名により、改めて県に対し要望書を提出する予定となっております。

町といたしましては、九十九里町のみならず、周辺市町の発展のためにも重要な事業であると認識しておりますので、引き続き早期に事業着手されるよう、関係市町と連携を図りながら県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 課長、何度言ったら分かるんですか。要望書を提出している、その要望書の提出の仕方が弱いんじゃないかと私聞いているんです。期成同盟でやっています、各市長、町長、首長さんと3市町で出していると。それはずっと同じじゃないですか。要望書の内容、要望書の文言も同じじゃないですか。大して変わっていないでしょう。その繰り返しでやっていたら、先ほど申し上げたように、国家予算なんて取れないです。

これ、最終的に県単じゃないから、多分、国が絡んできてくれると思うんだけれども、そ ういった観点から動かなければ、国の予算なんて取れないって言っているでしょう。そのよ うにしますか、しませんかでいいよ。もう何度も同じこと言っても同じ答弁になる。

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長(山口義則君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほども回答させていただきましたが、広域的な考え方の中では、主要地方道飯岡一宮線バイパス期成同盟会、こちらの組織がございます。この組織を通じ、山武市、横芝光町、本町と連携を図りながら対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- ○11番(細田一男君) 押し問答をやっていても回数が増えるだけで、まとめます。

先ほど申し上げたように、私が何でここに同じような質問を並べたかというと、さっきも申し上げましたように、国、県にお願いしなけりゃできないような事業、できないような予算です。だから、ここに並べたんだよ、町長。

前々回も申し上げましたけれども、町長は町の旦那様、長。長は妻や子供や孫たちを守るのが長の仕事、守るには、行政であれば、執行部職員さんをはじめ、職員の皆様が町の事業は進めてくれているんだけれども、事業を進めるには、必ずお金、予算がかかるわけだ。そういったものを求めるのは旦那、長。町は町長が長なんだ。

何度も何度もうるさいなと思うかもしれませんけれども、私は、私的なことでお願いして

いるんじゃない。九十九里にそういう事業をやって、そういうものが完了すれば、最終的には九十九里の財産に残るわけですよ。それがまちづくり、町民に安心して暮らせるまちづくり、若い人たちが住みやすいまちづくり、子育てができるまちづくりって、町長、選挙公約で出しているんですよ。そういう動きをしないで、公約を出して、ずっと行政の長が同じ質問で同じ答弁だったら、行政、要らないじゃないですか。

ですから、何度も口酸っぱく言いますけれども、お国のお金を取りに行くには、言葉は悪いですけれども、ふんどしを締めて鉢巻きをして、過去の先輩たちはやっていたし、私の子供の頃に、先ほど申し上げた片貝漁港を造るときにも国家の予算をもらえるように、鉢巻きで歩いていましたよ。今そんなことをしたら笑われちゃうから、そういうこともできないだろうけれども、町長、どうですか。やりますとかやりませんとか、どっちかでいいですよ。

〇議 長(古川 徹君) 細田議員に申し上げます。

質問回数を超えていますので、締めてください。よろしいですか。

○11番(細田一男君) やっていただけるようにお願いして、質問を終わります。

◎日程第2 休会の件

○議 長(古川 徹君) 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月6日は議案調査のため休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、12月6日は休会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長(古川 徹君) 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

12月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時19分

令和4年第4回九十九里町議会定例会会議録(第3号)

令和4年12月7日(水曜日)

令和4年第4回九十九里町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月7日(水)午前9時38分開議

日程第 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて 1 日程第 2 議案第 2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第7号) 3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号) 議案第 議案第 4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第 5 号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第 6 号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号) 7号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号) 議案第 議案第 8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号) 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい 日程第 議案第 9 号 て 日程第 議案第10号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 4 議案第11号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の 日程第 5 公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について 日程第 議案第12号 九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制 6 定について 日程第 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 7 に関する条例の制定について 日程第 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

日程第 9 議案第15号 九十九里町立九十九里いわし博物館設置及び管理に関する条例を 廃止する条例の制定について

日程第10 議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

いて

日程第11 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第12 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第13 議案第19号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及 び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に 関する協議について

日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

出席議員 (13名)

西村みほ君 2番 小 川 浩 安 君 1番 3番 原 田 教光 君 4番 鑓 田 貴 俊 君 5番 中 村 義則君 6番 古 Ш 徹 君 8番 荒 木 かすみ 君 9番 内 山 菊 敏 君 善塔 道代君 男 10番 11番 細 田 君 12番 佐久間 一夫君 13番 谷川優子君

14番 古川 明君

欠席議員 (1名)

7番 浅 岡 厚 君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

長 大 矢 吉 明君 長 鈴 木 浩 光 君 町 副 町 代 賢 総務課長 教 育 長 藤 司君 﨑 英 行 君 篠 企画財政課長 保 税務課長 村 作 田 延 君 中 吉 徳 君 住民課長 健康福祉課長 賜 鵜 濹 康 子 君 鑓 田 貴 君 社会福祉課長 KK 斗 伸 君 産業振興課長 崎 肇 君 篠 まちづくり 義 則 君 会計管理者 田 洋 一 君 Ш П 吉 長 教育委員会事務局長 ガス課長 常 小 森 川島 嗣 君 克彦 君 教育委員会事務局主幹 農業委員会事務局長 足立康幸 戸 村 惠 子 君 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長木原隆行君書記大原真弓君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時38分

○議 長(古川 徹君) ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長(古川 徹君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

O議 長(古川 徹君) 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の 諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第7号)

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第 1号)

議案第8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)

○議 長(古川 徹君) 日程第2、議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算 (第7号)、議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)、議 案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第6号 令和4年 度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第7号 令和4年度九十九里町農 業集落排水事業会計補正予算(第1号)、議案第8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計 補正予算(第2号)を一括議題といたします。

議案第2号から議案第8号までについて、順次提案理由の説明を求めます。 企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

O議 長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、小森克彦君。 (提案理由説明)

〇議 長(古川 徹君) 住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

O議 長(古川 **徹君**) 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

(提案理由説明)

〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

〇議 長(古川 徹君) ガス課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会 計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これ を許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

〇11番(細田一男君) 11番、細田です。

一般会計の中で、歳入の中で、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として5,218万2,000円が計上されておりますが、歳出を見ると、5 款農林水産業費、1項農業費、3 目農業振興費、1節負担金補助及び交付金1,898万円が、原油価格・物価高騰対策緊急支援金として農業者に、同じく5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業振興費、18節として負担金補助及び交付金として527万円、原油価格・物価高騰対策緊急支援金として漁業者が計上されておりますが、私も水産業、水産加工業を営む一人として、我々業界も原油価格や物価高騰、石油製品の資材高騰などにより経費の増大が発生しており、影響を受けており、支援の対象になろうかと思いますが、支援の対象になっておりませんが、何か基準でもあってこういう事業者に給付をしているのか。

- 〇議 長(古川 徹君) 産業振興課長、篠崎肇君。
- ○産業振興課長(篠崎 肇君) それでは、お答えさせていただきます。

今回の地方創生臨時交付金につきましては、国において提示されました推奨事業メニューの中に、農林水産業に係る物価高騰対策支援がうたわれております。また、以前に実施しました中小企業緊急支援給付金のうち、第1回目に実施しましたものが一次産業が対象となっていなかったため、今回、農業、漁業の支援を行ったものでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- **〇11番(細田一男君)** 第一次産業は対象にならなかった、なった、どちらですか。ならなかった。だって、農業、漁業は第一次産業でしょう。
- 〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えします。

ならなかったというのは、以前に行いました中小企業緊急支援給付金、その対象にならな かったということです。今回の支援につきましては、対象というところでございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 11番、細田一男君。
- **〇11番(細田一男君)** ということは、水産加工業は中小企業、そういった関係でもらっているんじゃないかということで、そういう判断したのかな。いや、質問だったら質問で座ってください。
- 〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎肇君。

○産業振興課長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

前回の中小企業支援につきましては、対象となってございました。今回は、先ほど申しま したとおり、国のメニューの中に農林水産業の支援というところがうたわれてございました。 農林水産業につきましては、町内においては農業、漁業というところでございます。

細田議員が先ほどおっしゃいました加工業につきましては、製造業となろうかと思います ので、今回は含まれていなかったというところでございます。

○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。
8番、荒木かすみ君。

○8番(荒木かすみ君) 荒木です。2点質問させていただきます。

補正予算書の11ページの3款民生費、社会福祉費の中で、報償費、障害者(児)等実態調査員報償金なんですけれども、これは5年ほどというお話だったんですけれども、金額大分少ないので、対象者人数とか、内容を教えていただけたらありがたいなと思います。

それと、16ページの一般職の職員の人数、総括でありましたけれども、職員の人数が変わらないというふうにおっしゃっていたんですが、変わらないのにマイナスということは、統計職等内容がどういうふうになっているのかなと思いまして、お伺いいたします。

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長(羽斗伸一君) では、私のほうからは1点目の11ページ、障害者(児)等実 態調査員報償金に対します調査の内容について御説明申し上げます。

先ほど企画財政課長のほうからの話もございましたが、本調査につきましては、生活のし

づらさに関する調査という名目で、国が5年に一度行っているものでございます。従前につきましては、全国障害児・障害者等実態調査という名目で行われたものですが、現在につきましては、障害児・障害者のほかに、難病の方あるいは長期の病気、けがのある方も含めて調査対象となっておりますので、調査の名称が変わっておるものでございます。12月1日を基準日といたしまして、5年に一度を実施されるものでございます。

この調査結果につきましては、障害者・障害児福祉の基礎資料となるということで聞いております。調査員は1名、対象調査区につきましては、国勢調査の調査区の中から、本町では1調査区が選ばれております。対象世帯数は約70世帯ということで把握をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) それでは、職員の増減と給与額の増減についての御質問ですが、 先ほど財政課長のほうでも説明をさせていただきました。社会福祉課において1名の退職職 員が出ております。その分の1名減、欠員となりますので、その分を会計年度で補っており ますので、会計年度が1名ということで、増減はゼロということになります。

給与額につきましては、それぞれ個人の基本給が違います。社会福祉課の中でも、それぞれ所管している給与費が違いますので、その間の異動による増減ということになりますので、 御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- O議 長(古川 徹君)
 いいですか。ほかに質疑ありませんか。

 13番、谷川優子君。
- 〇13番(谷川優子君) 谷川です。

私のほうから1点ちょっと教えていただきたい。後期高齢、第5号議案の……

- 〇議 長(古川 徹君) 谷川議員、今は一般会計をやっています。よろしいですか。
- ○13番(谷川優子君) はい、いいです。
- ○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

〇13番(谷川優子君) 谷川です。

特別会計、議案第5号 後期高齢者医療特別会計補正予算について、1点だけ質問をさせていただきます。

ページ4ページの歳出、款の2の中で195万7,000円が、これが保険料追加納付というふうになっているんですけれども、これは保険料で、大体何人分ぐらいの追加納付が分かれば教えてください。また、この追加納付の内容をお願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 住民課長、鵜澤康子君。
- **○住民課長(鵜澤康子君)** ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

追加納付というところなんですけれども、3月31日で決算を締めた後の出納閉鎖期間において90万5,000円の収入、保険料の収入がございました。件数については、申し訳ございませんがちょっと把握して、手元に資料がないものでお答えできないんですが、金額について90万5,000円の収入、これを追加する、納付するものでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- **〇13番(谷川優子君)** そうすると、補正前の額が2億2,088万3,000円で、195万7,000円の 補正額が出て、合計2億2,284万円ということですか。
- 〇議 長(古川 徹君) 住民課長、鵜澤康子君。
- **○住民課長(鵜澤康子君)** 失礼いたしました。ただいまの御質問にお答えいたします。

納付金につきまして、令和3年度の精算が105万2,000円ございます。そのほかに、出納閉鎖期間中の保険料の収入が90万5,000円あったので、これを合わせて納付する形となっております。

以上です。

○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。 討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議 長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり 決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議 長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を原案のと おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり 決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)を原案のと おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和4年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分。

(午前10時39分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時49分)

◎日程第3 議案第9号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第3、議案第9号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

〇13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

課の細分化は必要だと私は思いますけれども、ただ、今後細分化することで、職員の仕事 の量、負担はどうなるのか。あるいは、働きやすい環境になるのか。その2点お願いします。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) ただいまの御質問ですが、分課することによりまして、職員の増 員も考えております。さらに、働きやすい環境というところも含めた中での今回の条例改正 というところですので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 確かに昔、機構改革ということで統合したときもあったんですけれども、職員をもっと現実的に数は増やさないと、ちょっと大変なんじゃないかなと思いますけれども、総務課長、どうでしょう。
- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) 職員の増員につきましては、人件費に直接つながってきます。そういった観点から、経常経費ということになりますので、その辺のことも考慮しながら、人員のほうは増員を計画的に行っていきたいと思います。

以上です。

○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案の とおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第10号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい

て

〇議 長(古川 徹君) 日程第4、議案第10号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例 の制定についてを議題といたします。

議案第10号について提案理由の説明を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

◎日程第5 議案第11号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

O議 長(古川 徹君) 日程第5、議案第11号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第12号 九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第6、議案第12号 九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

〇13番(谷川優子君) 谷川です。

一般職の定年、来年4月から段階的に65歳に引き上げるということの説明なんですけれど も、今後、職員が60歳を超えて勤務し続ける場合の給料は、どのくらい支給をされるのか。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠﨑英行君) お答えをさせていただきます。

60歳で、先ほどの役職定年制を導入されるということになります。60歳以降は、現行の給与の7割の給与支給と国家公務員法で定められておりますので、それにのっとった給与支給ということになります。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) 今後、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げて、令和13年からは完全に65歳ということのようなんですけれども、これによる職員の人件費だとか、あるいはそういった新しい職員というか、そういった割合、そういったことはもう計算されているのか、考えていられるのか。
- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) 職員の増減につきましては、退職年齢が引き上げられたことにより、退職する職員数も変わってきますので、その辺の動向を見ながら職員採用は進めていきたいと思います。

以上です。

○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 九十九里町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議 長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条 例の整備に関する条例の制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第7、議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

〇議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

〇議 長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第8、議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

〇13番(谷川優子君) 谷川です。

私は、この議案第14号の職員の育児休業に関する条例の一部改正に反対するものではないんです。ただ、この九十九里町の役場の中で、男性がそういった育児休暇を今まで取ったことが実際あるのか、何人ぐらい取ったのか、その状況を教えてください。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) 今までの中では、まだ私どものほうで把握はできておりません。 以上です。
- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) やはり今、少子化の中で育児休暇をどんどん改善するということは大変いいことだと思うんですね。ただ、それは取れなければ何の意味もないんじゃないかと。地方公務員の育児休暇取得回数を増やすための地方公務員法の改正が、国会で全会一致で採択されたというふうになっていますよね。衆議院委員会でも我が党の宮本議員は、やはり

立ち後れている男性職員の育休取得のために、職員増員等を国会でも求めたというふうになっています。

国は、政府は2025年までに男性の育休取得率を3割を目指すと。男性地方公務員の取得率は大変低く、期間も大変短いことが今問題だと。女性は1か月以下が0.5%、9か月以上が89%取るけれども、男性は1か月以下が4.6%、うち1割以上が5日未満だと、こういうふうに指摘されているんです。

やはり男性が取得の仕方に課題がある。期間をいかに長く取ってもらっても、環境をどう整えるかが検討していかなければいけない。つまり、男性職員でも育休が取れるような環境を考えていかなきゃいけない。

育休取得を進めるには、やはり代替職員の配置と、あと仕事を引き継ぐ体制づくりが必要だと、このように強調されているわけです。上司に残業を減らせと言われても、業務量が多く、なかなか応じられないというのが今の現状だと。育休取得も同じで、掛け声だけでは進まない。やはり今は少子化対策として、夫婦で子供を育てましょうという。そうしなければもう少子化対策にはならない。幾らこれ、条例で改善されても、やはり問題の解決にはならないと思うんです。

今後、そういった男性職員が育児休暇を取りやすくするためには、どういった考えがございますでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) 育児休暇でございますが、本人申請行為となりますので、その取得しやすい環境づくりに努めていきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。
- ○13番(谷川優子君) それには絶対的なやっぱり仕事の量を減らす、職員を増やすという ことを前提にやっていただきたいと思います。

終わります。

- ○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) 私もこの法令は賛成するところですけれども、今回の法改正では、 男性が取りやすいということが目的だと思うんですけれども、この育休プラス産後休暇とい うものが取れるようになったということですよね。そうすると、そうする。女性も男性も協

力をし合ってやってくださいということですね。

今まで男性は手伝うという感じでしたが、当事者となるということの法改正だと思うんで す。なので、これはしっかり進めていただきたいなというふうに思います。

たしかこの法改正で、管理者側から促すというような法があったと思うんですけれども、 そこはどういうふうに明記されているのでしょうか。

- 〇議 長(古川 徹君) 総務課長、篠﨑英行君。
- ○総務課長(篠崎英行君) ただいまの質問ですけれども、個別の周知、意向確認の措置の義務化というところだと思います。これに関しましては、令和4年4月1日から施行されており、その旨行っておるところでございます。

今回の改正につきましては、10月1日施行分ということで、産後パパ育休ということで、 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能ということが追加されております。さらには、 休業が原則分割は不可ということになっておりまして、一旦育児休業を取得してしまいます と、その間、その後にもう一度取得するということが無理だったんですが、今後それを分割 して2回取得可能というところで緩和されておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 〇議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- **〇8番(荒木かすみ君)** すみません、管理者側のほうの措置と、それから、では通算でどれ ぐらい取れるのか、男女で。そこの2点聞かせてください。
- ○議 長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

(午前11時19分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分)

〇議 長(古川 徹君) 答弁を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

○総務課長(篠﨑英行君) それでは、説明いたします。

管理者側の措置ということですが、先ほど説明しましたとおり、措置の義務化がされておりますので、管理者側として事業主はそれを進めていく、講じなければならないということになっておりますので、その辺の周知は徹底していきたいと思います。

それから、期間でございますけれども、非常勤職員の子は開始日1歳、もしくは1歳半の 時点に限定されておりますので、それは今まで変わらないということです。

以上です。

- ○議 長(古川 徹君) 8番、荒木かすみ君。
- ○8番(荒木かすみ君) 大体分かりました。皆さんにきちんと説明をしていただいて、これから雇う側がそれを取るんだよ、取ったほうがいいんだよというふうに言っていただけるような、そういう方向に持っていくのが今回の法改正であると思いますので、ぜひそれをきちんとやっていただきたいなというふうに思います。

それから、そうある以上はやはりカバーといいますか、先ほど先輩議員も言いましたけれども、休んだ方のカバーをしっかりできるようにお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長(古川 徹君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案 のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号 九十九里町立九十九里いわし博物館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議 長(古川 徹君) 日程第9、議案第15号 九十九里町立九十九里いわし博物館設置及 び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長、小森克彦君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 九十九里町立九十九里いわし博物館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議 長(古川 徹君) 日程第10、議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求める ことについてを議題といたします。

議案第16号について提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

〇町 長(大矢吉明君) 議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについ

ての提案理由でございますが、監査委員の小川卓尔氏が令和4年12月14日をもって任期満了 となりますので、後任として中村敏男氏を監査委員に選任することについて、地方自治法第 196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中村氏は、自治区長や民生委員・児童委員を務めるなど、住民からの人望も厚い人格者であります。また、民間企業において総務経理部門等の要職を歴任され、事業の運営管理や財務管理に精通しており、監査委員として適任でありますので、選任するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意 することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は同意することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意 を求めることについて

O議 長(古川 徹君) 日程第11、議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき 議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第17号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の齊藤重晴氏が令和5年1月30日をもって任期満了となることに伴い、齊藤氏の再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

齊藤氏は、自治区の役員を長年勤めるなど、住民からの人望も厚い人格者でございます。 また、固定資産税に関する知識も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会 委員として適任でありますので、引き続き選任するに当たり、議会の同意をお願いするもの でございます。よろしくお願いします。

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

〇議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は同意することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意 を求めることについて

○議 長(古川 徹君) 日程第12、議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき 議会の同意を求めることについてを議題といたします。 議案第18号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第18号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員の大池久男氏が令和5年1月30日をもって任期満了となることに伴い、大池氏の再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

大池氏は、長年にわたり自治体職員として勤務され、税務行政を経験し、税に関する知識も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、引き続き選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は同意することに決定いたしました。

②日程第13 議案第19号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の 数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を

改正する規約の制定に関する協議について

〇議 長(古川 徹君) 日程第13、議案第19号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関す る協議についてを議題といたします。

議案第19号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠﨑英行君。

(提案理由説明)

○議 長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議 長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議 長(古川 徹君) 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について提出者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和5年3月31日付で任期満了となります鈴木知惠子氏の後任として、中島初美氏を人権擁護委員に推薦するものでございます。

中島氏は、長年にわたり小・中学校教諭として児童・生徒の教育に尽力されてきました。 また、明朗誠実な人柄で、地域住民からの信頼も厚く、人権に関する識見も高く、人権擁護 委員として適任でございますので、法務大臣に対し推薦するに当たり、人権擁護委員法第6 条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくお願いします。

〇議 長(古川 徹君) 暫時休憩します。

(答申書配付)

(午前11時37分)

○議 長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

〇議 長(古川 徹君) お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長(古川 徹君) 以上で、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。 本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時38分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 古 川 徹

署名人 小 川 浩 安

署名人善塔道代